

鱒ヶ沢町  
第 9 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画

---

令和 6 年度～令和 8 年度

ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち

令和 6 年 3 月

青森県鱒ヶ沢町



## はじめに

平成 12 年度の介護保険制度の開始以降、「鯉ヶ沢町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、介護保険事業の充実とともに適切な運営に努めてまいりました。この間、介護保険制度に対する町民の方々の知識や理解が深まり、同制度は高齢者の生活にとって欠くことのできないものへととなりました。

こうした状況の中、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には人口の半数が高齢者となり、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には高齢化率が 50%を超える見込みであり、更なる介護ニーズの増加が見込まれるなかで、介護保険制度を将来にわたって持続させる必要があります。

本町では、これまでの事業成果を継続しつつ、国が進める取り組みや地域の実情に合った施策を実現させるため、2024 年度から 2026 年度のまでの 3 カ年を期間とする「第 9 期鯉ヶ沢町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定しました。

本計画では「ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち」を基本理念として、その実現のために「フレイル予防・介護予防と健康づくりの推進」「地域包括支援センターの機能強化」「安定したサービス提供のための介護基盤の整備」などの施策を掲げ、取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、アンケート調査等への回答にご協力いただきました町民の皆さまをはじめ、鯉ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会委員の皆さま、並びに関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

鯉ヶ沢町長 **平田 衛**

## 目次

第1章 策定にあたって (概論)	1
1 計画の背景	1
2 国の動向	1
3 計画の目的	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画期間	3
6 日常生活圏域の設定	4
第2章 高齢者を取り巻く現状分析	5
1 人口の推移	5
2 要支援・要介護認定者の状況	6
3 町民アンケート	8
第3章 第9期計画の基本的な考え方	14
1 基本理念・基本目標	15
2 第9期における重点的な取り組み	15
第4章 施策の展開	17
1 自分らしく「自立」した生活を送る。	17
2 尊厳ある暮らしを最期まで支える。	22
3 安心と共生の基盤をつくる。	28
第5章 介護保険料の設定	43
1 第1号被保険者の介護保険料の算定方法	43
2 介護保険給付における財源(第1号被保険者の負担割合)	44
3 介護保険料の算定	47
資料編	53
第8期計画の実績と振り返り	54
生活圏域ニーズ調査結果概要(リスク判定 性別・年齢別)	62
在宅介護実態調査結果(概要)	70
高齢者関連施設一覧	73
鱒ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会設置要綱	76
鱒ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会委員名簿	77
鱒ヶ沢町介護保険事業計画作業部会員名簿	77

---

# 第1章 策定にあたって（概論）

---

## 1 計画の背景

介護保険制度は2000年に創設されてから24年が経過し、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に進める「地域包括ケアシステム」の構築を通して、高齢者の介護になくてはならないものとして定着してきました。

わが国は少子化による総人口の減少と高齢者人口の急増、さらに2040年には生産年齢人口が急減することが見込まれます。

今後高齢者の社会参加を進めることで世代を超えて地域住民が共に支えあう地域が形作られていく「地域共生社会」の実現や、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加する中で住み慣れた地域で医療・介護を継続して受け続けることができる取組みが求められています。

また介護サービスの持続可能性を維持するために、介護サービス需要の変化を予測し、利用の適正化、人材確保や介護現場における生産性の向上への取組が求められます。

## 2 国の動向

### ① 介護保険制度の方向性

第9期介護保険事業計画作成に向けた検討を踏まえ、国は主に次のとおり見直しのポイントを示しています。

- ・介護や医療を必要とする方が住み慣れた自宅で暮らし続ける選択が可能になるように、中長期的な視野でサービス提供基盤を整備すること。
- ・地域全体で支え合う共生社会の実現に向けて、総合事業を効果的に活用すること。
- ・地域包括支援センターの負担軽減と質の確保を図り、属性や世代を問わない支援を検討すること。

- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めること。

- ・ 処遇改善、人材育成支援、職場環境改善、外国人材の受け入れ環境整備など、総合的な人材対策を実施すること。

## ② 認知症基本法の成立

2023年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という）が国会で成立しました。法では、認知症の人も認知症でない人もお互いに支え合いながら、それぞれの個性や能力を発揮できる活力ある社会の実現を目的としています。

## ③ 孤独・孤立対策推進法の成立

2023年5月、「孤独・孤立対策推進法」が国会で成立しました。法では、孤独や孤立を「社会の課題」と明記し、孤独・孤立の状態から脱却して社会生活を円滑に営むことができるようにすることを目的としています。

# 3 計画の目的

- ① サービス基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 地域課題、ニーズへの柔軟な対応
- ④ 認知症基本法を踏まえた認知症施策の推進
- ⑤ 介護予防、健康づくりの推進と健康寿命の延伸
- ⑥ 在宅医療と介護の連携の強化
- ⑦ 介護保険給付の適正化

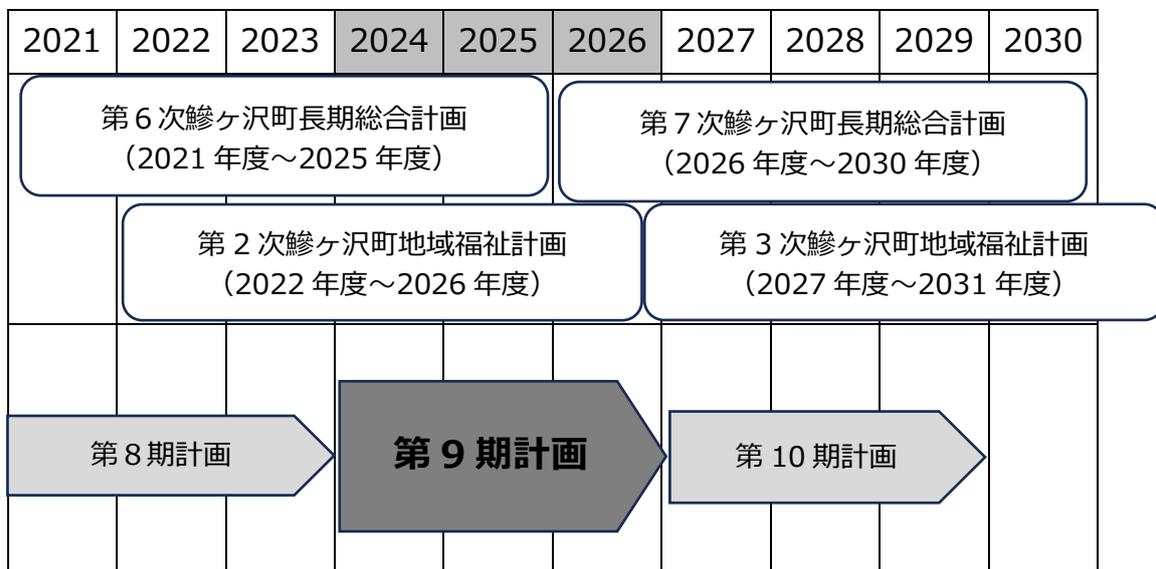
## 4 計画の位置づけ

本町では高齢者への総合的なサービス提供を行っていくため老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を「鱒ヶ沢町 第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」として一体的に策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、「鱒ヶ沢町長期総合計画」を上位計画とし、「鱒ヶ沢町地域福祉計画」「青森県保健医療計画」等の関連する各分野の計画と整合性を図り策定します。

## 5 計画期間

本計画は、2024年度から2026年度の3年間を計画期間として策定します。



## 6 日常生活圏域の設定

高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、日常生活圏域を設定します。

本町ではこれまでの取組の継続性を重視し、鯉ヶ沢地区、舞戸地区、赤石地区、鳴沢地区、中村地区の5地区全体を一つの日常生活圏として設定します。

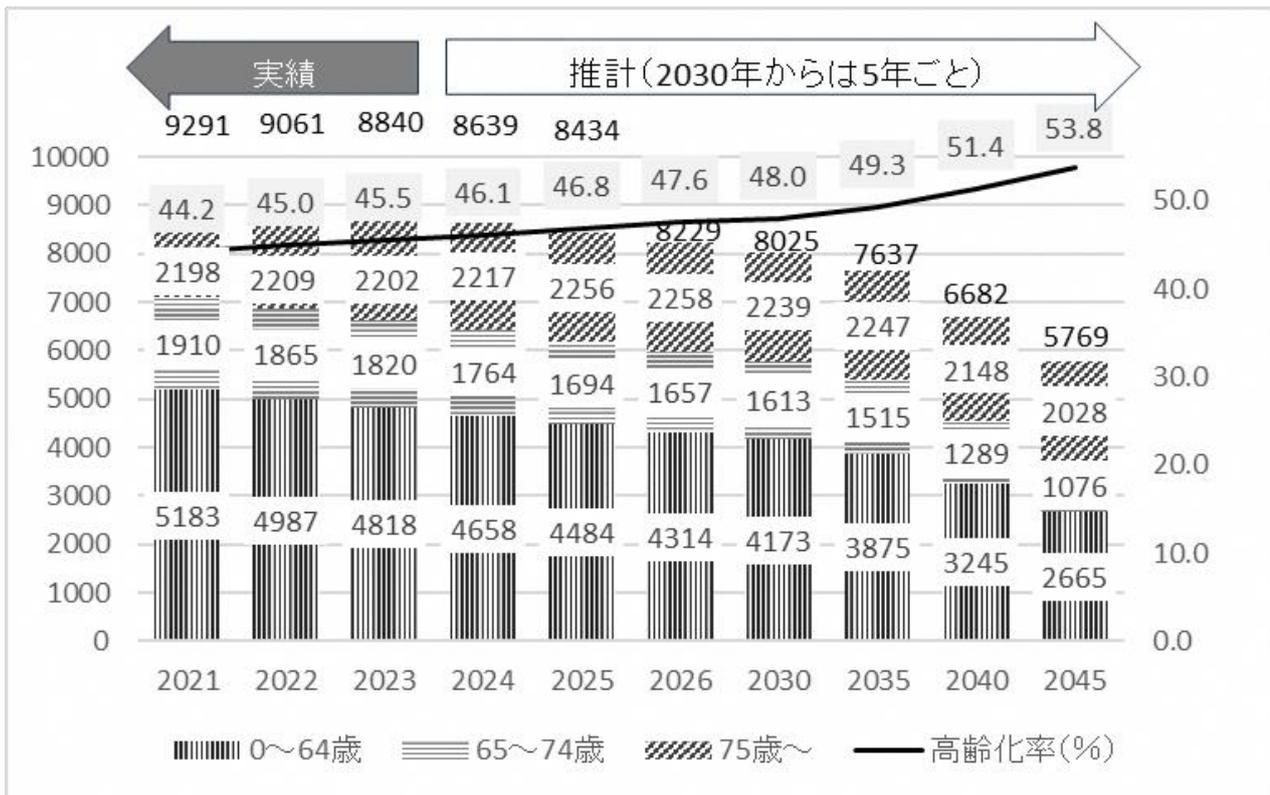
## 第2章 高齢者を取り巻く現状分析

### 1 人口の推移

#### (1) 人口と高齢化の推移

本町の人口の推移をみると、2020年代から高齢者（老年人口）も減少傾向になり、総人口は5年ごとに1,000人規模で減少をしていく推計となっています。高齢者の減少と比較して総人口の減少が大きいいため、高齢化率はますます上昇していくことが見込まれます。

【人口と高齢化率の推移】



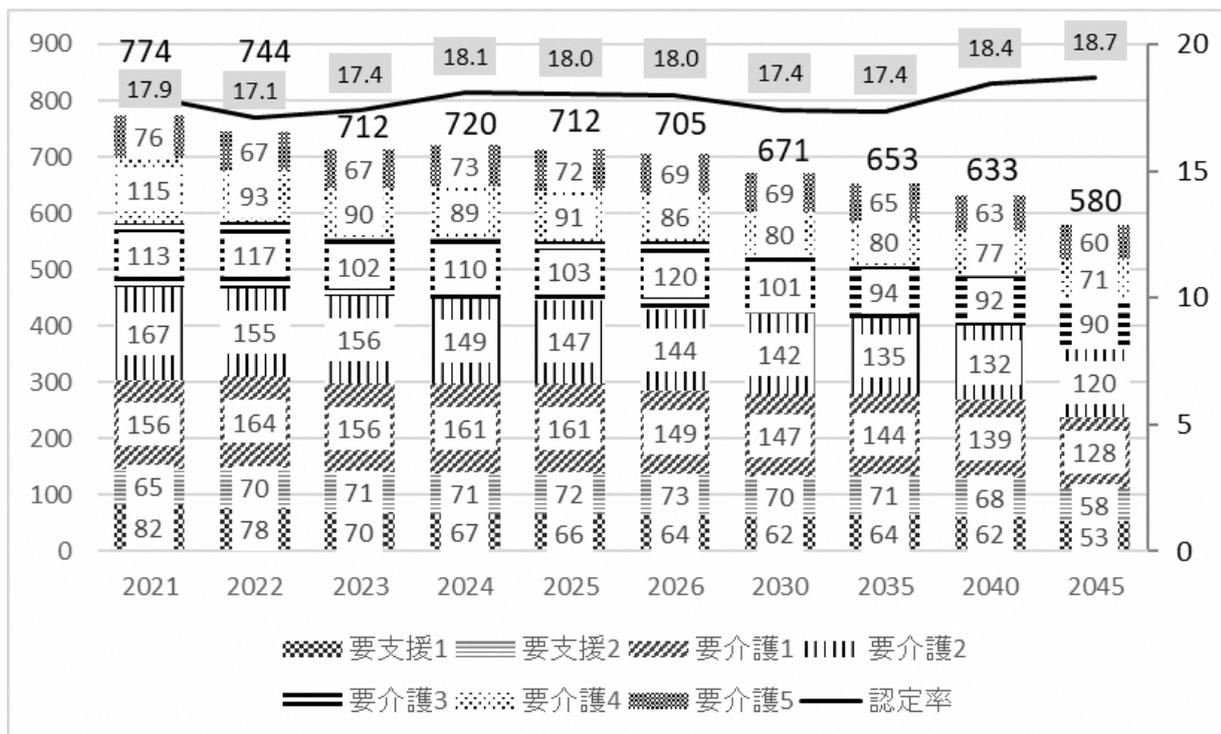
※出典：住民基本台帳よりコーホート変化率法により推計

## 2 要支援・要介護認定者の状況

### (1) 要支援・要介護認定者数

高齢者の人口の減少から要支援・要介護認定者数も減少しますが、後期高齢者になると要介護者となりやすく、また、要介護度の悪化が進むことも見込まれるため、引き続き、介護予防や認知症対策の推進、介護サービスの基盤整備・質の向上が重要となってきます。

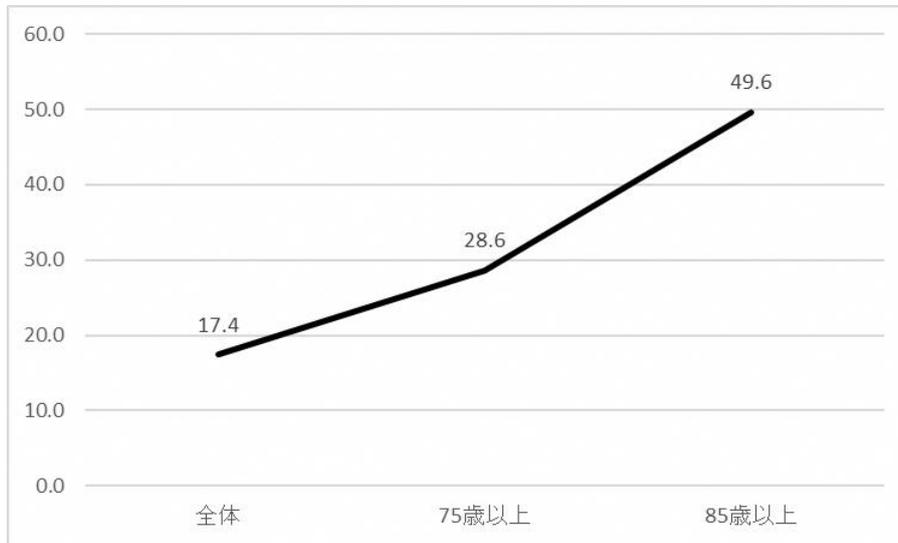
【要介護認定者数と第1号被保険者認定率の推移】



※出典：見える化システムおよび住民基本台帳よりコーホート変化率法によって推計した人口データより作成

また、年齢が上がると要介護認定率が上昇する傾向があります。65歳以上の全体では認定率の合計は17.4%ですが、75歳以上では28.6%、85歳以上では49.6%と半数近くの方が要介護認定者となります。

### 【年齢階層別認定率】



※出典:見える化システム(令和5年11月末)

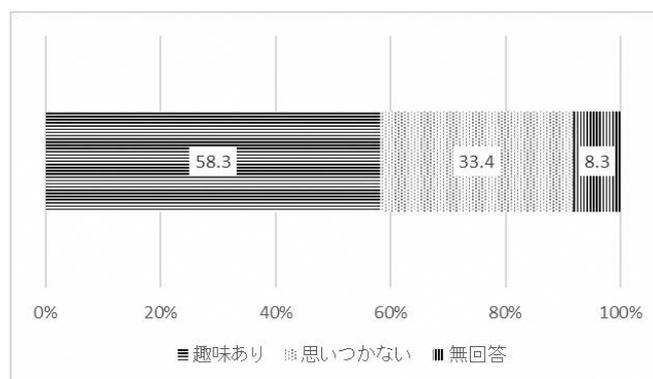
### 3 町民アンケート

#### (1) 日常生活圏域ニーズ調査

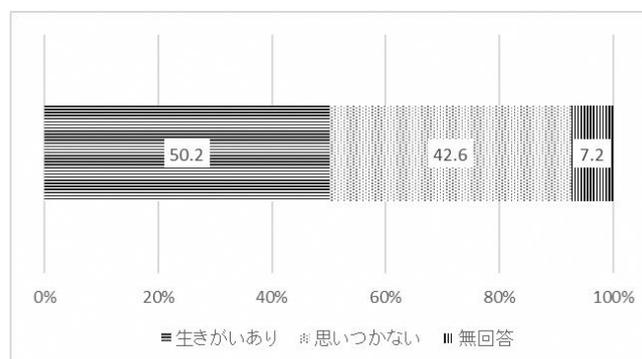
##### ・調査概要

調査目的	要介護状態になるリスクや各種リスクに影響を与える日常生活を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。
対象者	町内にお住まいの65歳以上の方 (要介護1～5および施設入所中を除く)
実施期間	2023年1月～2月
実施方法	郵送配布、郵送回収
配布数	1,200件
回収結果	有効回答数709件 有効回答率59.1%

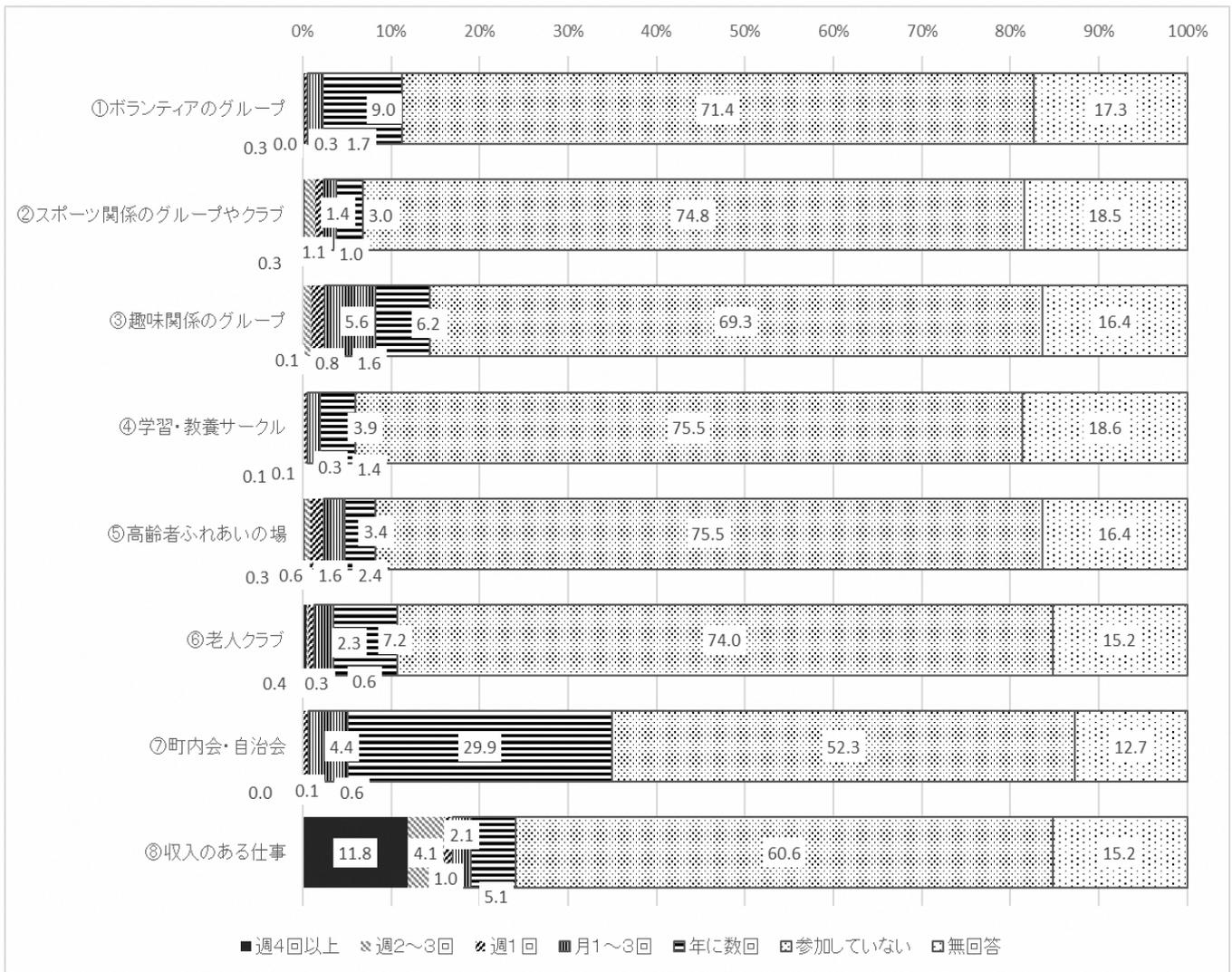
##### ①趣味の有無



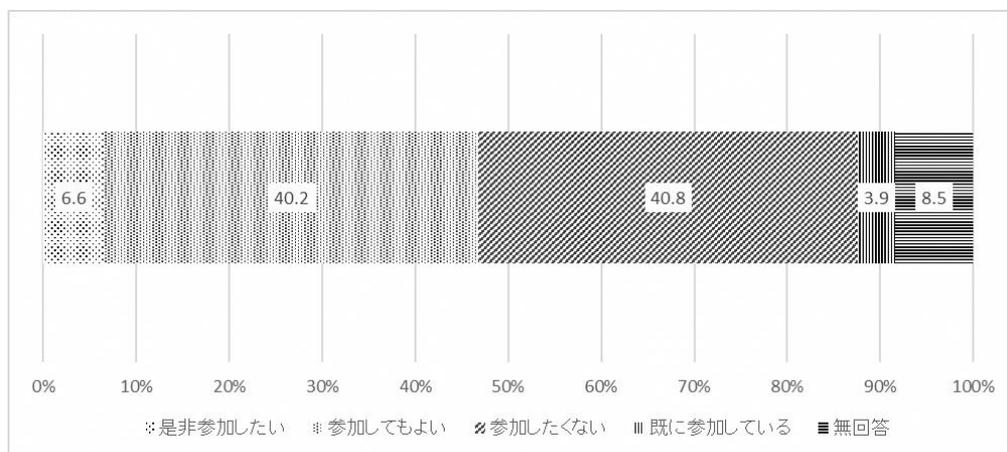
##### ②生きがいの有無



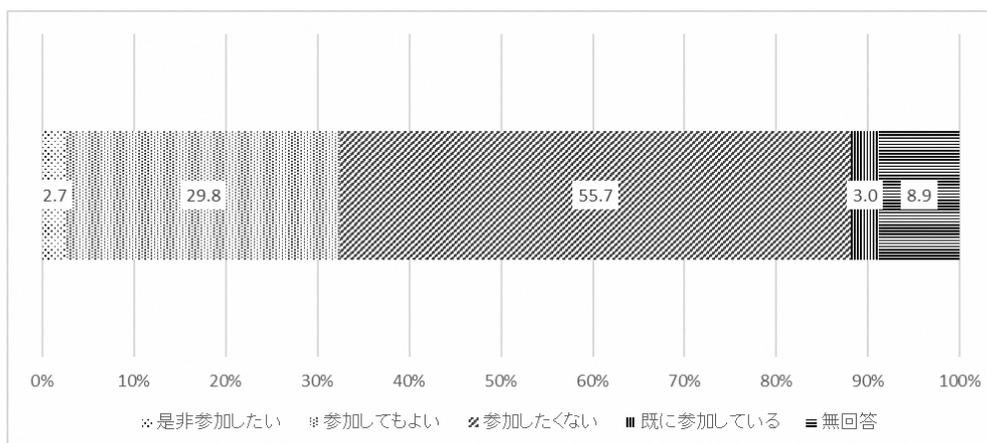
### ③地域活動への参加状況



### ④地域活動へ参加者としての参加意向



## ⑤地域活動へ企画・運営としての参加意向



趣味については、「趣味あり」が 58.3%で、「思いつかない」が (33.4%) です。生きがいについては、「生きがいあり」の割合が 50.2%で、「思いつかない」(42.6%) を上回っています。

地域活動への参加状況については、すべての会・グループで「参加していない」の割合が最も高くなっています。

地域活動へ参加者としての参加意向については、全体では“参加意向あり”の割合が 46.8%で、「参加したくない」(40.8%) をやや上回っています。地域活動へ企画・運営としての参加意向については、全体では“参加意向あり”の割合が 32.5%で、「参加したくない」(55.7%) を下回っています。

趣味活動やスポーツ、ボランティア活動などの社会参加をしていると、転倒や認知症、うつ病になるリスクが低く、フレイルになりにくいと言われています。

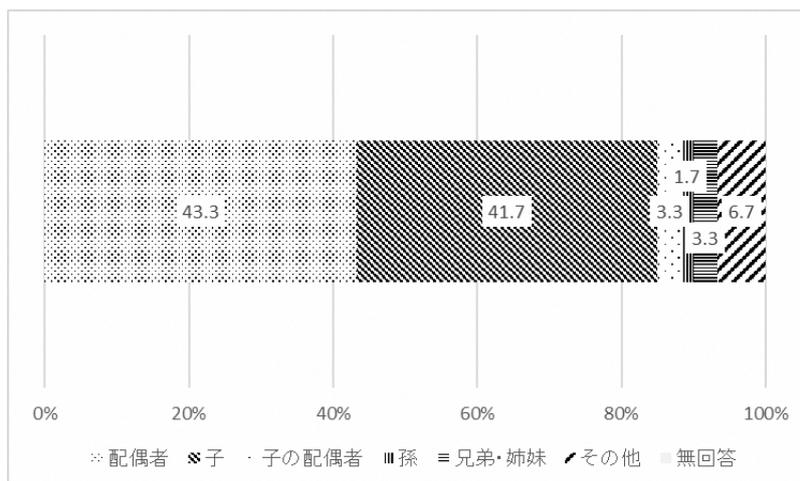
このアンケート結果から、当町では社会的孤立やフレイル、認知症に対するリスクが大きいことが明らかとなりました。

## (2) 在宅介護実態調査

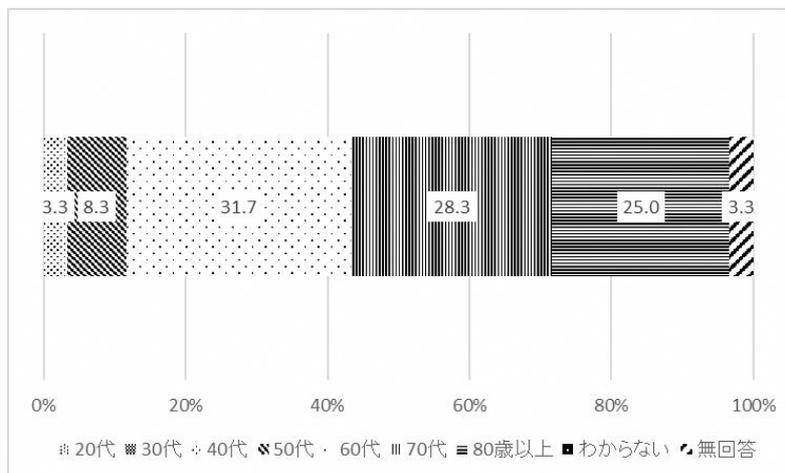
### ・調査概要

調査目的	在宅生活を送る要介護認定者の「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討し、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。
対象者	在宅生活をしている要支援、要介護認定を受けた方
実施期間	2023年1月から2月
実施方法	郵送配布、郵送回収
配布数	200件
回収結果	有効回答数 60件    有効回答率 30.0%

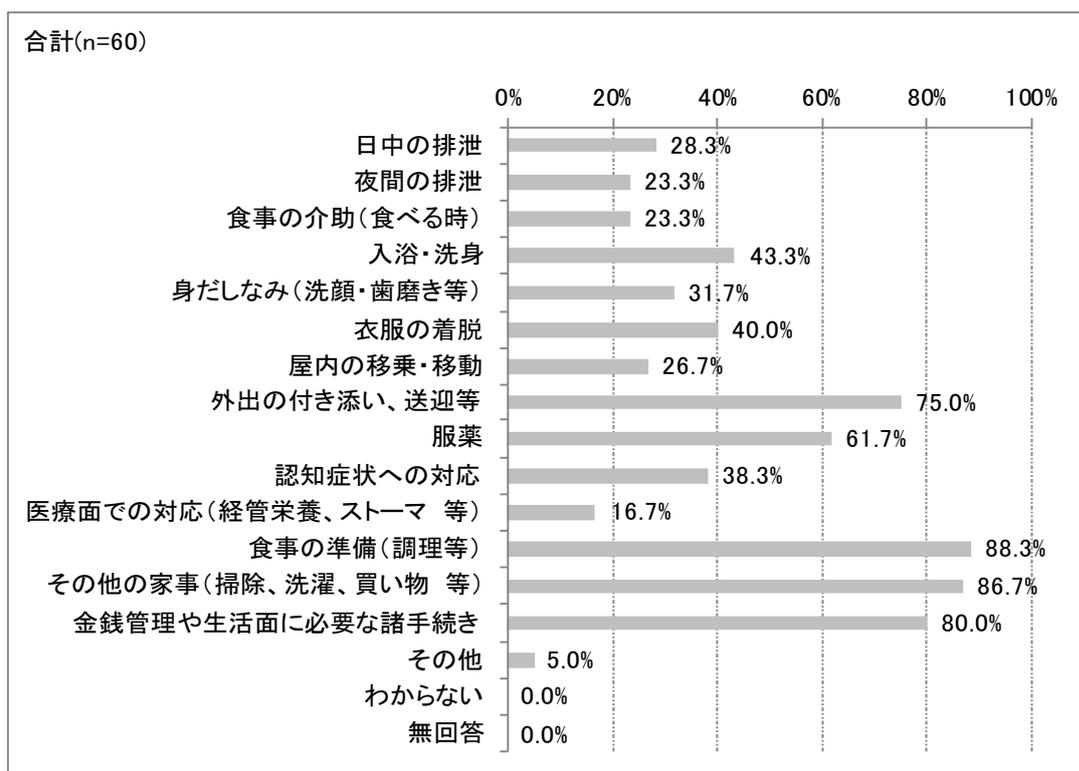
### ①主な介護者の本人との関係（単数回答）



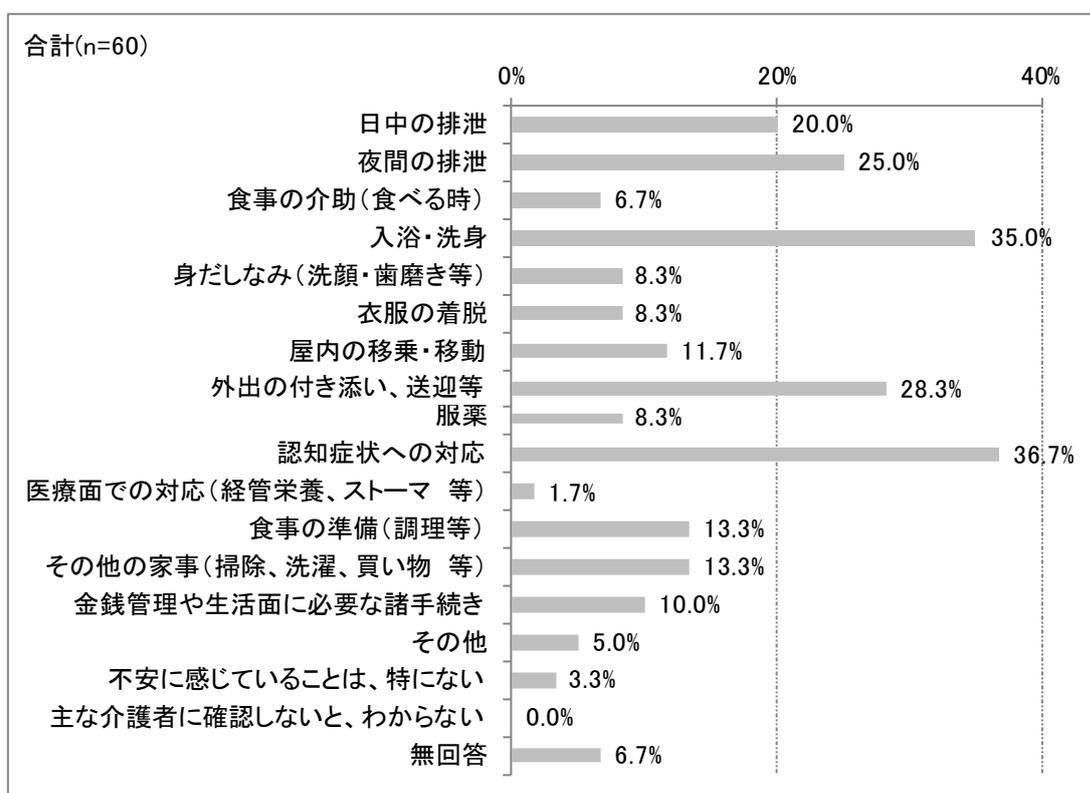
### ②主な介護者の年齢（単数回答）



### ③主な介護者が行っている介護（複数回答）



### ④今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護



主な介護者は「配偶者」もしくは「子」で 85.0%、主な介護者の年齢は 60 代以上が 85.0%を占めており、老老介護の状態です。

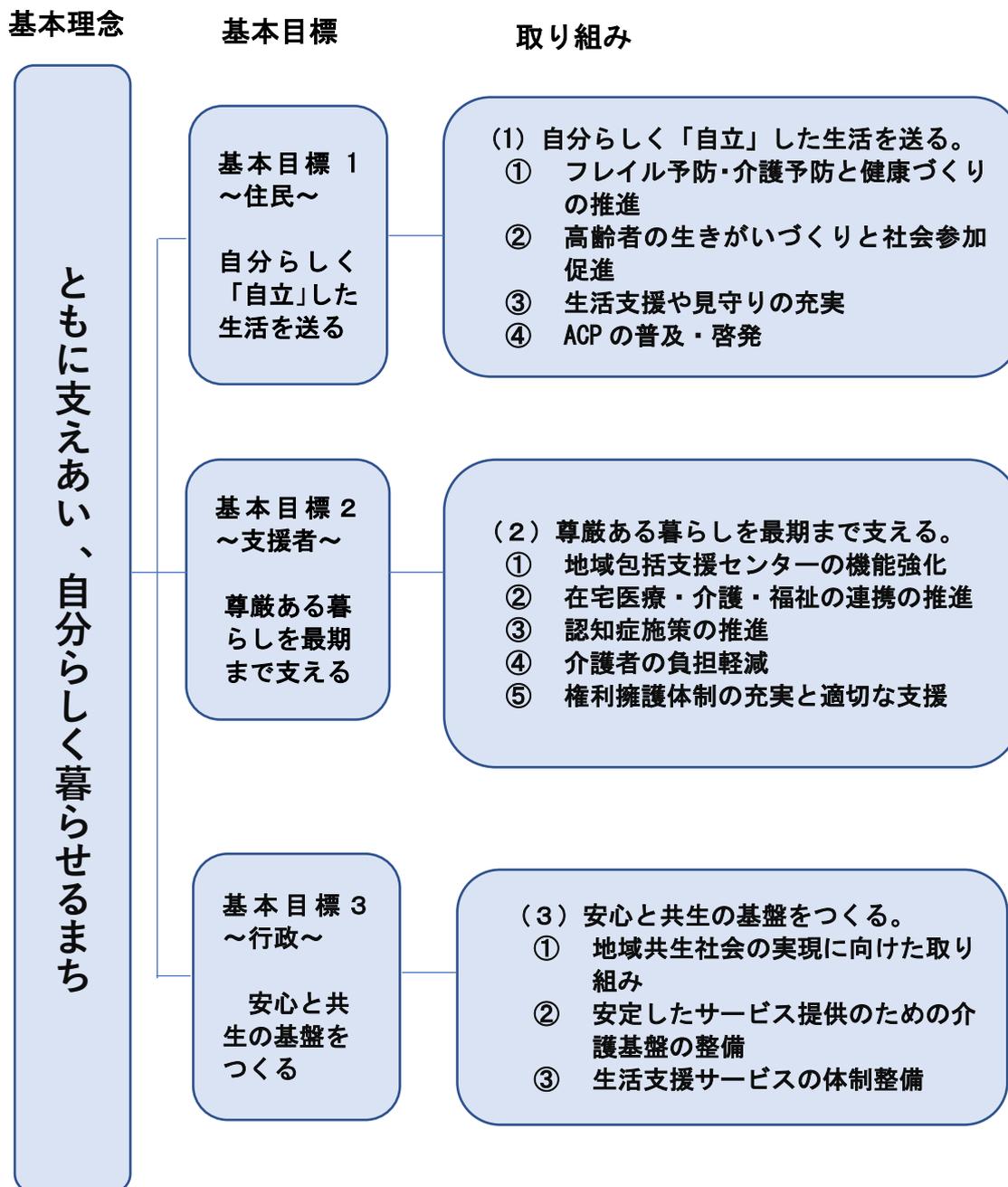
実際に行っている介護は「食事の準備（調理等）」の割合が最も高く 88.3%となっています。次いで、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）（86.7%）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き（80.0%）」となっています。

今後の在宅生活の継続に向けて、不安に感じているのは「認知症状への対応」の割合が最も高く 36.7%となっています。認知症に関する正しい知識の普及や理解を深める取り組みが必要です。次いで、「入浴・洗身（35.0%）」、「外出の付き添い、送迎等（28.3%）」となっています。

介護の内容は多岐にわたり、介護をしている家族の状況によっては、日常生活の維持が困難となる可能性があります。介護者が就労を継続するには、介護サービスの確保と介護に関する情報提供、就労先の理解、家族支援を充実させる必要があります。

「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」については、実際に行われている割合が低い可能性がありますが、実際に医療ニーズのある要介護者を介護しているケースでは、介護者の不安は大きいことも考えられます。

## 第3章 第9期計画の基本的な考え方



## 1 基本理念・基本目標

### (1) 基本理念

『ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち』

### (2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の目標に従って施策を推進します。

#### 【基本目標 1～住民～】

自分らしく「自立」した生活を送る。

#### 【基本目標 2～支援者～】

尊厳ある暮らしを最期まで支える。

#### 【基本目標 3～行政～】

安心と共生の基盤をつくる。

## 2 第9期における重点的な取り組み

取り組み内容は、第4章に掲載。

### (1) 自分らしく「自立」した生活を送る。

- ① フレイル予防・介護予防と健康づくりの推進 (p.17)
- ② 高齢者の生きがいづくりと社会参加促進 (p.18)
- ③ 生活支援や見守りの充実 (p.20)
- ④ ACPの普及・啓発 (p.21)

### (2) 尊厳ある暮らしを最期まで支える。

- ① 地域包括支援センターの機能強化 (p.22)
- ② 在宅医療・介護・福祉の連携の推進 (p.23)
- ③ 認知症施策の推進 (p.23)
- ④ 介護者の負担軽減 (p.26)
- ⑤ 権利擁護体制の充実と適切な支援 (p.26)

(3) 安心と共生の基盤をつくる。

- ① 地域共生社会の実現に向けた取り組み (p.28)
- ② 安定したサービス提供のための介護基盤の整備 (p.29)
- ③ 生活支援サービスの体制整備 (p.39)

## 第4章 施策の展開

### 1 自分らしく「自立」した生活を送る。

介護予防や健康づくりに対する意識を高めることで高齢者が健康を維持し、一人ひとりが生きがいを持って地域社会の担い手として活躍できるように、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりを推進していきます。

#### (1) フレイル予防・介護予防と健康づくりの推進

生きがいをもって活躍できるよう、健康寿命を延伸する健康づくりと介護予防の充実を図り、一体的な実施に取り組みます。

事業名	生き生き元気運動教室			
事業内容	リズムに合わせて楽しく身体と脳を動かすことで、心身の機能の維持、向上を図り、二次上生活の活動能力を高めて、活動的な生活が送れるよう支援します。(冬期間 10 回開催)			
取組の方向性	TUG テストで運動の効果を確認し、運動の重要性についても実感してもらえよう、今後も継続実施していきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
参加人数 (人)	36	40	40	40

事業名	生き生き元気水中運動教室			
事業内容	水中運動を通して高齢者の運動機能の保持増進及び高齢者の生活機能の安定を図り、要介護状態となることを予防するため、鱒ヶ沢町室内温水プールを活用して、指導員による水中でのウォーキングやエアロビクスを実施(冬期間を除き、年間 15 回開催) します。			
取組の方向性	本教室の利用により運動習慣が身についた方々は、室内温水プールの会員となって年間を通じての運動を行うようになっていきます。運動習慣が身につくきっかけとして、今後も継続実施していきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数 (人)	8	9	10	11

事業名	地域リハビリテーション活動支援事業
事業内容	リハビリテーション専門職等との連携により心身機能・活動・参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができるよう計画的に支援します。
取組の方向性	地域の保健師や管理栄養士、リハビリテーション専門職と地域包括支援センターが連携して、訪問相談、地域ケア会議、住民運営の通いの場などへ関与することで、介護予防・自立支援の取組強化を目指します。

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
事業内容	フレイル状態に陥りやすい高齢者に対して、管理栄養士や保険等の医療専門職が保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、住み慣れた地域で自立した生活や社会参加ができるよう、計画的に支援します。
取組の方向性	ふれあいの場等を活用したポピュレーションアプローチやKDBシステム等による地域課題の整理・分析、さらにはひとり一人の課題に即したはいリスクアプローチなどを継続実施します。

事業名	元気健康フェスティバル
事業内容	町民の健やか力（ヘルスリテラシー）、健康意識の高揚、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、介護予防、健康寿命の延伸を図るため、元気健康フェスティバルを開催します。 * 認知症フォーラムと合同で開催
取組の方向性	介護予防を見据えた生活習慣病予防の正しい知識の普及のための講演会と、健康チェックができるコーナーなどを設け、高齢者が自らの健康づくりに関心を持ってもらえるように努めます。

## (2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加促進

社会参加や就労は、高齢者自身の生きがいにつながる場合があることから、高齢者が社会とのつながりを保ち、活力ある社会を築くための取組を促進していきます。

事業名	生きがい趣味の会			
事業内容	高齢者が趣味活動をとおして、人との交流を楽しみ、生きがいを持って生活できるように、年間を通して書道と手芸のコースを実施します。			
取組の方向性	これまでの女性型の内容から男性も参加できるような選択肢を増やしていけるよう、社会教育等と連携して運営や活動内容を検討していきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数 (人)	24	26	28	30

事業名	はまなす学級			
事業内容	高齢者が見分を広め豊かな人生を送ることを目的に、歴史や健康をテーマにした一般教養に関する学習や軽スポーツ活動、視察研修や体験学習を年5回開催します。			
取組の方向性	高齢者の学習ニーズも多岐にわたっているため、学習意欲を高め積極的に参加したいと思われるよう内容を充実させて実施していきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数（人）	171	200	200	200

事業名	高齢者ふれあいの場支援事業			
事業内容	週 1 回、10 人以上で実施する住民運営のグループによる地域展開をめざし、立ち上げ支援、継続支援の二つの側面で、講座や体力測定、グループへの専門職派遣などを実施します。			
取組の方向性	地域の高齢者の閉じこもりを防止するなど、地域から孤立することがないよう介護予防につなげていくため、開設する個人や団体に対して、開設準備金や運営助成金を支援します。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
開設数（か所）	18	20	22	24
登録者数（人）	173	200	220	240

事業名	老人クラブ			
事業内容	単位老人クラブそれぞれが実施する社会参加（奉仕）活動、教養講座、健康づくり等の活動に対して単位クラブ及び連合会に補助金を交付します。			
取組の方向性	人口減少や未加入から、会員数が年々減少しているため、会員の高齢化等により活動が低下しないよう、新規会員を増やす取組や多様な活動の展開を促進します。また、老人クラブの育成指導を行い、活動の活性化を図っていきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数（人）	404	400	400	400

### (3) 生活支援や見守りの充実

事業名	コミュニティバス（あじバス）の運行
事業内容	コミュニティバス（あじバス）は、スクールバスと路線バスを一本化した町内各地域を結ぶバスと、鱒ヶ沢駅を始発着し、公共施設や商業施設などの市街地各地を巡回する「市街巡回線」があります。町内どこまで乗っても運賃は100円です。ただし、中学生以下、運転免許証自主返納者で経歴証明者を提示された町民や学生証を提示された高校生は無料です。
取組の方向性	「市街巡回線」のルート延伸等の路線の見直しや車両サイズの変更、さらには運行時間の見直し等、少しでも利用しやすい持続可能なサービスを目指して運行します。

事業名	買い物支援事業
事業内容	日常生活用品等の入手方法や入手のために必要な機能は、居住エリアや生活環境、個人の状況等によって大きく異なるため、高齢者一人一人に適した仕組みによって、買い物の利便性と生活支援体制を図ります。
取組の方向性	高齢者一人ひとりの多様なニーズと地域を取り巻く状況を踏まえ、町内の商店・スーパー等と連携し、移動手段がない人や外出が困難な人など、買い物難民・買い物弱者となっている高齢者等のサポートに取り組んでいきます。 また、今後更なる高齢化の進展により、運転免許証の返納者や独居高齢者の増加が予測されているため、今現在買い物に不便を感じている人だけでなく、5年後10年後の変化を予測し、中長期的な視野を持って効果がある仕組みを構築していきます。

事業名	救急医療情報キットの配布			
事業内容	一人暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に、救急用政治において医療機関への情報提供、家族への連絡がスムーズになされるよう、個人の医療情報や家族情報（緊急時の連絡先）などが記入できるキットを配布します。 *キットは冷蔵庫内に保管し、救急隊員が緊急時に対応			
取組の方向性	民生委員等の協力を得ながら継続して普及啓発活動をし、緊急時にスムーズに対応できるようにしていきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
配布者数（人）	90	100	100	100

事業名	福祉安心電話設置			
事業内容	一人暮らしの高齢者を対象に、体調不良による緊急時の連絡や、相談が簡単にできるように福祉安心電話を設置します。 * 普段いる部屋に本体を設置し、夜間や室内移動時にはペンダント型を装着する。ボタンを押すことで県社協及び町社協に通報され、協力員や民生委員へ連絡がいく体制となっています。			
取組の方向性	継続して普及啓発と活用の促進を図り、緊急時に抵抗なく使用できるよう普段の安否確認に使用しながら、活用できるよう支援していきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
登録者数 (人)	41	50	50	50

事業名	災害時要配慮者対策			
事業内容	町内会や関係機関等と連携し、災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者等の避難支援体制の構築に取り組むとともに、災害時に配慮を要する高齢者等が迅速に避難できるよう関係機関（介護支援専門員、介護タクシー等）と連携します。			
取組の方向性	防災担当者と連携を取りながら、災害時要配慮者台帳登録制度等の見直しと、避難行動要支援者個別計画の策定を進め、要配慮者の避難がよりスムーズに行えるよう支援していきます。			

事業名	徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業			
事業内容	認知症の方が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、徘徊高齢者等の SOS ネットワーク体制を整備します。			
取組の方向性	徘徊高齢者等の登録制度とし、防災無線の活用や地域の様々な事業所等へ協力依頼により、町全体で行方不明になった徘徊高齢者等を発見できる体制を整備します。			

#### (4) ACPの普及・啓発

事業名	超高齢社会を考える学習会			
事業内容	超高齢社会の現状をふまえ、高齢となっても元気に活動的に暮らせる町づくりのため、町民自身が「自分事」と捉えて、介護予防、フレイル予防、権利擁護や人生最期の意思決定について関心をもち、学習する機会として全5回開催します。			
取組の方向性	要介護状態、認知機能低下などについて理解してもらい、それぞれに対する予防や支援、制度について学習した上で、モシバナカードやエンディングノートを使って、人生最期の意思決定について考える機会になるように実施します。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
参加人数 (人)	23	25	25	25

## 2 尊厳ある暮らしを最期まで支える。

地域包括支援センターの機能強化、認知症施策や権利擁護施策の推進、関係機関との更なる連携を図ることで、地域住民がお互いの人格と個性を尊重し、支え合い、尊厳あるその人らしい暮らしを最期まで支えるための取組を進めていきます。

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

事業名	総合相談			
事業内容	保健・医療・介護・福祉に関する情報を集約し、多様なニーズを持った高齢者の相談に総合的に対応できるよう、地域包括支援センターを中核として相談体制のネットワーク化を図ります。 また民生委員、地域のボランティアなどとの協働により高齢者の多様なニーズの把握に努め、相談体制を充実させていきます。			
取組の方向性	引き続き、多様なニーズを持った高齢者の相談に総合的に対応します。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
相談者数 (人)	260	250	250	250

事業名	包括的・継続的ケアマネジメント支援
事業内容	町内の各事業所の介護支援専門員に対して、ケアプランの作成支援や困難事例対応の指導・助言を行い、ケアマネジメントの質の向上と対応能力の向上を目指し、定期的に介護支援専門員連絡会研修会を実施します。
取組の方向性	高齢者の多様なニーズや複雑な家族関係等から対応困難事例の増加が予測されるため、各事業所の介護支援専門員のスキルアップを目的に必要度の高い研修会を実施します。対応困難事例に関しては、地域ケア会議の個別事例検討や同行訪問等でサポートして行きます。

事業名	地域ケア会議
事業内容	個別事例検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築等を目的とした地域ケア個別会議を実施し、個別会議で把握した地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていく地域ケア推進会議を実施します。
取組の方向性	地域ケア個別会議では、個別事例の課題分析を積み重ねて地域に共通した課題を明確にし、新たな資源開発のアイデアを考える機会にします。また、地域ケア推進会議では、地域課題についての協議検討を行ない、解決に必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につなげていきます。

事業名	介護予防ケアマネジメント			
事業内容	総合事業における介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者等に対してアセスメントを行ない、本人が自立した生活が送れるようケアプランを作成（一部、居宅介護支援事業所に業務を委託）します。			
取組の方向性	要支援認定者等の心身の状態等の評価（アセスメント）、利用者に適したサービス等の選択と計画立案（ケアプラン作成）、効果的なサービス提供のための調整（サービス担当者会議等）、利用効果の測定・評価（モニタリング）等の介護予防ケアマネジメントを実施し、自立支援に向けた適切なサービス利用につなげます			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数（人）	68	70	70	70

## （２）在宅医療・介護・福祉の連携の推進

医療や介護・福祉等関係者の多職種連携を強化し、入退院の情報共有、日常の療養生活、急変時や看取りの対応等、切れ目なく本人・家族を支援できる体制を構築します。

事業名	在宅医療・介護連携の推進
事業内容	<p>医療や介護関係者の多職種連携を強化し、入退院の情報共有、日常の療養生活、急変時や看取りの対応等、切れ目なく本人・家族を支援できる体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「鯉ヶ沢町在宅医療・介護マップ」の更新と地域住民・関係機関への周知</li> <li>・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進</li> <li>・医療・介護関係者の情報共有の支援（入退院調整ルールを活用）</li> <li>・在宅医療・介護関係者に関する研修 ほか</li> </ul>
取組の方向性	引き続き、切れ目なく本人・家族を支援できる体制を構築します。

## （３）認知症施策の推進

認知症の発症や進行を遅らせ、また認知症になっても尊厳を保持しつつ希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症基本法に基づいた取り組みを進めていきます。

事業名	オレンジカフェ（認知症カフェ）			
事業内容	認知症の方が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続でき、みんなで支えるまちづくりを推進するため、認知症の方とその家族、地域住民や医療・介護・福祉等の専門職等の誰でもが参加し、集うことができる場として、オレンジカフェ（認知症カフェ）を開催します。			
取組の方向性	地域包括支援センター直営だけでなく、町内の事業所等においてもカフェを開設しやすいような体制づくりを目指します。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数（人）	40	45	45	45

事業名	認知症フォーラム			
事業内容	認知症に関する知識の普及や理解を深め、認知症に関して広く住民に理解してもらえよう、認知症フォーラムを開催します。 *健康づくりフェスティバルと合同で開催			
取組の方向性	認知症予防とその理解のための寸劇や、もの忘れチェックができるコーナーなどを設け、多くの住民に関心を持ってもらい、地域で支え合うことを意識してもらえようフォーラムの内容を充実させます。			

事業名	世界アルツハイマーデーオレンジライトアップ			
事業内容	世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）および月間（毎年9月）を認知症への理解を深めるための普及・啓発活動として開催します。			
取組の方向性	町民に認知症に対する関心と正しい理解を深めてもらうよう、認知症に関するポスター・リーフレットの掲示や町施設等を認知症支援の色であるオレンジ色にライトアップします。			

事業名	認知症サポーター養成講座			
事業内容	認知症に関する正しい理解の普及を図るため、認知症サポーター養成講座を開催します。講座修了者には、その証として「オレンジリング」が交付され、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりの支援者となります。			
取組の方向性	小・中学生を対象としたキッズサポーターの要請や、SOS ネットワークの担い手となる町内会・商工会・宅配業者等に対する認知症サポーターの養成に取り組んでいきます。 また認知症サポーターの利活用やステップアップ、組織化を図り認知症の人やその家族の支援体制を構築して行きます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
養成者数（人）	115	120	120	120

事業名	脳の健康チェック
事業内容	認知症の早期発見・早期治療に向けた取組として、タッチパネルを使用した「脳の健康チェック」を行ないます。 気軽に受診してもらえるよう、町内会や老人クラブ、ふれあいの場等の集まりに出向いて行う「出前脳の健康チェック」も実施します。
取組の方向性	「脳の健康チェック」の継続により、認知症を早期に発見して医療機関につなぐ取組みを推進していきます。

事業名	認知症ケアパスの普及
事業内容	認知症の発症から進行状況に合わせて、認知症の人が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかをわかりやすくまとめた認知症ケアパス「認知症支え合いガイド」により、認知症についての住民の理解を深めます。
取組の方向性	認知症基本法をふまえ、認知症の方本人の意向を取り入れるなど、認知症ケアパスの見直しを毎年行い、内容の充実を図っていきます。広報やホームページ等での公表のほか、地域住民、関係機関や介護支援専門員等の認知症高齢者に関わる職種の方等への配布周知を行い、住民の理解が深まるよう取組を行います。

事業名	認知症初期集中支援事業
事業内容	認知症の方への対応は、発症の早期において、本人及び家族に対し、医療機関への受診、必要に応じた介護サービスの利用に結びつけることが重要であることから、地域包括支援センター内に設置した「認知症初期集中支援チーム」が、認知症サポート医からの助言を受けながら、本人宅を訪問し状態を観察・評価して、医療・介護サービスの利用につながるよう包括的・集中的に支援していきます。 また、認知症初期集中支援チーム検討委員会により、町の認知症施策全体について検討します。
取組の方向性	総合相談窓口で解決できる事例が増え、認知症初期集中支援チームの対象となる方が少ない傾向にあります。広報等で広く町民に対してのPRを行い、地域で見守りをしている民生委員等の関係者への広報活動を行っていきます。 また、関係機関との連携やチーム員の対応力向上にも取り組んでいきます。

#### (4) 介護者の負担軽減

認知症の方や要介護者を介護する家族等を支援します。

事業名	家族介護用品支給事業			
事業内容	重度（要介護4・5）の要介護高齢者を自宅で介護する低所得世帯（前年度町民税非課税世帯）の家族の経済的負担の軽減と要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、町内指定事業者において紙おむつ等と引き替えができる介護用品支給券を支給します。			
取組の方向性	おむつの支給制度は在宅介護を守り、介護離職防止に役割を果たしていることから、今後も介護用品支給事業を継続し、低所得者への支援、在宅介護継続を推進していきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
参加人数（人）	7	6	5	4

事業名	家族介護者の集い			
事業内容	要介護高齢者（寝たきりや認知症の方等）を介護している家族を対象に、介護方法や介護技術の習得、介護者の健康づくりの知識の普及とともに、参加者同士の交流や心身のリフレッシュを図るため、年1回、開催します。			
取組の方向性	家族介護者が抱える様々な不安や負担を引きだし、仕事や生活等との両立リスクや健康リスクを早期に発見できるよう、家族介護者の孤立防止と社会参加のため家族の交流機会を増やしていきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
参加人数（人）	0	20	20	20

#### (5) 権利擁護体制の充実と適切な支援

困難を抱えた高齢者の権利擁護のため、相談対応、意思決定支援、成年後見制度等の利用支援を行います。

事業名	高齢者虐待防止			
事業内容	高齢者虐待の予防・早期発見を目的に広報等で普及啓発を行い、地域で見守りを行っている民生委員等への協力依頼を実施します。また「高齢者虐待対応フロー」を活用し、関係部署や関係機関と連携します。			
取組の方向性	引き続き関係機関と連携を図りながら、高齢者虐待防止と高齢者の権利擁護を図っていきます。			

事業名	成年後見人等申立て支援			
事業内容	認知症等により判断能力が不十分な高齢者や、生活上に何らかの問題を抱え解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、地域の関係者との連携により尊厳のある生活を保ち、地域で安心して生活できるよう支援します。			
取組の方向性	支援を必要とする方の状況に応じて、また、成年後見の申し立てをする親族がいない高齢者等に対しては、町長が申し立てを行い、高齢者の権利の保護を図ります。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
町長申立て件数（人）	2	1	1	1

事業名	成年後見制度利用支援事業			
事業内容	申立て費用の助成及び親族以外の第三者に対する後見等報酬の助成を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。			
取組の方向性	経済的に困窮している場合でも成年後見制度の利用ができるよう、家庭裁判所への申立てに要する費用および報酬費用の助成による経済的な支援を継続していきます。			
	実績見込み	計 画		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
報酬助成件数（件）	12	10	10	10

事業名	地域連携ネットワークによる体制整備			
事業内容	<p>地域連携ネットワークの体制を整備し、権利擁護支援が必要な人の早期発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築の役割を果たしていきます。</p> <p>地域連携ネットワークを整備し協議会等を適切に運営していくために、「中核機関」を設置し、さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門職団体や関係機関等から協力を得られる体制づくりと、地域における連携・対応強化を図っていきます。</p>			
取組の方向性	地域連携ネットワークづくり及び中核機関の設置にあたっては、本町における後見業務及び権利擁護事業を行っている権利擁護センターあじがさわ（鯉ヶ沢町社会福祉協議会）と連携し、①広報機能、②相談機能、③制度利用促進機能（受任者調整、担い手の育成・活動の促進）、④後見人支援の機能を果たしていくこととし、町民一人ひとりの権利擁護を積極的に推進し、町民力の醸成による一体的な地域づくりを目指します。			

### 3 安心と共生の基盤をつくる。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、介護保険事業の適正な運営等を図り、高齢者の自立を支える介護保険サービスの安定した提供を行います。

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた取組み

社会福祉法により、高齢者、障がい者、子ども子育て世帯、生活困窮者等に対して包括的に相談支援及び対応可能な体制の構築を地域住民や各種団体等を巻き込んで進めていきます。

事業名	地域共生社会の実現に向けた取組
事業内容	社会福祉法第 106 条の 3 及び 4 の規定により、地域住民および支援関係機関等による地域福祉推進のため、相互の協力が潤滑に行われる体制の整備や地域生活課題の解決につながる支援が包括的に提供される体制の整備を行います。
取組の方向性	社会福祉法により、高齢者、障がい者、子ども子育て世帯、生活困窮者等に対して包括的に相談支援及び対応可能な体制の構築を地域住民や各種団体等を巻き込んで進めていきます。

事業名	生活支援コーディネーターの活動推進
事業内容	地域の社会資源と住民ニーズの把握による新たな福祉サービスの開発・育成や、関係機関の関係者の引き合わせ・コーディネートにより、福祉ネットワークの構築を進め、地域におけるニーズと取組のマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合いとコーディネート機能を推進します。
取組の方向性	「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の五つが一体的に提供される仕組みを更に発展させるため、生活支援コーディネーターを 2 名配置し、高齢者の在宅生活の継続性を高めるとともに、情報共有体制を図り、地域課題を解決して行く役割を果たしていきます。

## (2) 安定したサービス提供のための介護基盤の整備

### ① 持続可能な介護保険事業の運営

事業名	要介護認定の適正化
事業内容	適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係るすべての認定調査票の内容の点検をし、整合を行います。
取組の方向性	更新認定申請の際は、ケアプランを担当している事業所とは別の事業所に調査委託し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。 また、要介護（要支援）認定における認定調査の内容について、事後点検等を実施します。

事業名	ケアプランの点検
事業内容	介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランの記載内容について、事業者に資料提供を求め、介護支援専門員資格を持つ職員が点検を行います。町職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の「気づき」を促し、「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた支援を行います。
取組の方向性	介護保険サービス利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供を改善するため、ケアプラン等の記載内容について、要介護認定データとケアプランを突合させるシステムを活用し、点検及び支援を行い、ケアマネジメント等の質の向上に取り組みます。

事業名	福祉用具購入及び住宅改修の点検
事業内容	事前申請書による見積書等の点検及び必要に応じて受給者宅への訪問調査により実態確認を行います。
取組の方向性	サービス利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な福祉用具購入及び住宅改修を防止するため、事前審査や完了届等による提出書類の点検を全件実施します。そのうち、著しく高額と考えられるものや、提出書類や写真からは現状がわかりにくいなど改修内容等に疑義が生じたケースについては、受給者宅への訪問調査により実態確認を行います。

事業名	縦覧点検・医療情報との突合
事業内容	受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況の確認や、医療保険の入院情報との突合等により提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。
取組の方向性	介護報酬の請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うため、利用者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。 また、医療と介護の報酬について重複請求の排除等を図るため、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

事業名	介護給付費通知
事業内容	受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知を行います。
取組の方向性	適切なサービスの利用と提供の普及啓発を図るとともに、利用したサービスを改めて確認することで、適正な請求に向けた取組を継続していきます。

事業名	介護保険事業者に対する指導・監査の強化
事業内容	介護保険事業者に対し、集団指導や実地指導等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。
取組の方向性	介護保険サービスを利用する方及びその家族等が、安心してサービスを選択できるように、事業者への支援や指導・監査体制の充実によりサービスの質を向上させていきます。また、事業者の負担軽減のため、指導の標準化・効率化及び指導時の文書削減を図っていきます。

② 介護サービス、介護予防サービスの供給体制整備

介護ニーズの高い85歳以上人口の増加による介護ニーズの増加、認知症高齢者や独居高齢者数の増大が見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活ができるよう、住民ニーズを捉え、適正な基盤整備を図っていきます。

<自宅で利用するサービス>

事業名	訪問介護（ホームヘルプサービス）						
事業内容	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護（身体介護）や、調理・洗濯・掃除等の家事（生活援助）、生活等に関する相談や助言、そのほかの必要な日常生活の世話をを行います。						
取組の方向性	居住系サービスの中で最も利用者が多く、今後も多くの利用が見込まれることから、これに対応したサービスの量及び質の確保に努めます。						
		実績見込	計画			（参考）	
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
介護給付	回	2,543.4	2,812.4	2,846.7	2,745.0	2,300.2	2,153.1
	人	103	109	110	108	94	90

事業名	訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護						
事業内容	居宅を訪問し、簡易浴槽を利用した入浴介護を行います。						
取組の方向性	利用はあまり多くありませんが、家族介護者の負担を軽減し、重度の介護者が可能な限り自宅で生活できるようサービスの利用促進を図ります。						
		実績見込	計画			（参考）	
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
予防給付	回	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
介護給付	回	18	18.2	18.2	14.5	18.2	18.2
	人	4	4	4	3	4	4

事業名	訪問看護／介護予防訪問看護						
事業内容	主治医の判断に基づき、看護師などが居宅を訪問して、病状の観察や床ずれの手当など心身機能の維持回復のために療養生活の支援を行います。						
取組の方向性	今後も在宅医療の充実が求められる中で、安定したサービスの量及び質を維持することに努めます。						
		実績見込	計画			(参考)	
		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2035 年度	2040 年度
予防給付	回	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
介護給付	回	20.8	24.4	27.0	20.8	20.8	20.8
	人	7	9	10	8	8	8

事業名	訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション						
事業内容	主治医の指導に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、日常生活の自立を助けるために理学療法や作業療法、そのほか必要なりリハビリテーションを行います。						
取組の方向性	利用はあまり多くありませんが、日常生活の自立と家庭内、更には社会参加の向上がなされるよう、サービスの利用促進を図ります。						
		実績見込	計画			(参考)	
		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2035 年度	2040 年度
予防給付	回	3.7	4	4	4	0	0
	人	1	3	3	3	0	0
介護給付	回	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	人	1	3	3	3	2	2

事業名	居宅療養等管理指導／介護予防居宅療養管理指導					
事業内容	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な人の居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。					
取組の方向性	今後も在宅医療の充実が求められる中で、安定したサービスの量及び質を維持することに努めます。					
		実績見込	計画			(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度 2040年度
予防給付	人	2	2	2	2	0 0
介護給付	人	15	15	16	15	14 14

### <自宅から通って利用するサービス>

事業名	通所介護（デイサービス）					
事業内容	利用者がデイサービスセンターへ通所し（又は送迎を行い）、食事、入浴などの日常生活上の世話や、健康状態の確認、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを日帰りで行います。					
取組の方向性	通所系サービスの中で最も利用者が多く、今後も多くの利用が見込まれることから、これに対応したサービスの量及び質の確保に努めます。					
		実績見込	計画			(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度 2040年度
介護給付	回	587	585.0	585.0	570.5	544.8 518.2
	人	86	86	86	84	80 76

事業名	◎地域密着型通所介護					
事業内容	通所介護と同内容の事業を実施します（介護保険法の改正で、18人以下の小規模事業所が、地域密着型サービスに位置づけられたものです）。					
取組の方向性	サービスの利用量は、ここ数年安定していますが、今後もニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。					
		実績見込	計画			(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度 2040年度
介護給付	回	302.4	286.9	286.9	278.8	279.3 272.4
	人	37	36	36	35	35 34

事業名	通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション（デイケア）						
事業内容	利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し（又は送迎を行い）、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを行います。						
取組の方向性	予防給付・介護給付ともに利用者が多く、今後も多くの利用が見込まれることから、これに対応したサービスの量及び質の確保に努めます。						
		実績見込	計画				(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
予防給付	人	22	24	24	24	23	21
介護給付	回	327.4	399.0	407.5	399.0	362.7	341.2
	人	52	61	62	61	56	53

#### <短期間、施設に宿泊するサービス>

事業名	短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）						
事業内容	特別養護老人ホームなどへ短期間入所し、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話や機能訓練などを行います。						
取組の方向性	自宅にこもりきりの利用者の孤立感解消のほか、家族介護者の負担軽減にも繋がることから、在宅生活継続のため、サービスの利用促進を図ります。						
		実績見込	計画				(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
予防給付	回	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
介護給付	回	389.5	462.4	462.4	416.9	340.4	340.4
	人	27	32	32	29	25	25

事業名	短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）						
事業内容	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診察などを行います。						
取組の方向性	サービスの利用者は短期入所生活介護に比べて少なくなっていますが、引き続き利用者のニーズに応じたサービスの提供を行います。						
		実績見込	計画			(参考)	
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
予防給付	回	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
介護給付	回	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8
	人	2	2	2	2	2	2

#### <訪問と通所の複合的なサービス>

事業名	◎小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護						
事業内容	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせたサービス提供を行います。						
取組の方向性	休止中であった事業所の再開により、町内に1事業所が確保されました。複合的なサービス提供のニーズは高いことから、安定したサービスの量及び質の確保に努めます。						
		実績見込	計画			(参考)	
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
予防給付	人	0	0	0	0	0	0
介護給付	人	9	9	8	8	8	8

<生活環境を整えるためのサービス>

事業名	福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与						
事業内容	心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸出を行います。						
取組の方向性	自立支援に必要なサービスであることから、適切なケアマネジメントによる適切な利用を促進していきます。						
		実績見込	計画				(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
予防給付	人	30	32	32	33	29	28
介護給付	人	157	156	160	155	145	140

事業名	特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入						
事業内容	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴・排泄などに供する福祉用具等を事業者から購入したとき、その購入費が支給されます。						
取組の方向性	自立支援に必要なサービスであることから、適切なケアマネジメントによる適切な利用を促進していきます。						
		実績見込	計画				(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
予防給付	人	8	8	6	6	5	4
介護給付	人	15	15	13	13	10	8

事業名	住宅改修費／介護予防住宅改修費						
事業内容	心身の状況や住宅の状況から必要と認められた利用者に、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、支給限度額に負担割合を乗じた額を上限として支給します。						
取組の方向性	在宅での生活を続ける上で必要なサービスであることから、引き続き利用者のニーズに応じたサービスの提供を行います。						
		実績見込	計画				(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
予防給付	人	6	6	6	6	5	4
介護給付	人	7	6	6	6	5	4

<生活の場を自宅から移して利用するサービス>

事業名	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）						
事業内容	常時介護が必要で自宅での生活が困難な人に、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や介護を行います。						
取組の方向性	サービスの利用量は、ここ数年安定していますが、今後もニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。						
		実績見込	計画				(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
介護給付	人	41	45	44	43	38	37

事業名	介護老人保健施設（老人保健施設）						
事業内容	病状安定期にあり入院治療の必要のない利用者に対し、在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアや介護を行います。						
取組の方向性	サービスの利用量は、ここ数年安定していますが、今後もニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。						
		実績見込	計画				(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度	2040年度
介護給付	人	103	108	107	106	93	91

事業名	介護医療院					
事業内容	療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分（介護療養病床）に入院する利用者に対し、医療を中心として、看護・介護・リハビリテーションなどを行います。					
取組の方向性	介護療養型医療施設については2023年度までとなることから、現利用者の利用者の状態に応じた適切なサービスの提供を行います。					
介護医療院		実績見込	計画			(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度 2040年度
介護給付	人	10	10	10	10	9

事業名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
事業内容	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、食事や入浴、機能訓練などを行います。					
取組の方向性	町内に1事業所が開設されており、利用率も定員の9割を超え安定していますが、引き続きニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。					
		実績見込	計画			(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度 2040年度
介護給付	人	25	29	28	26	23 23

事業名	認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)					
事業内容	認知症の人が、少人数で共同生活を行う施設において、家庭的な雰囲気の中で、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。					
取組の方向性	町内に5事業所が開設していますが、今後、認知症高齢者の増加が見込まれるため、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。					
		実績見込	計画			(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度 2040年度
予防給付	人	0	0	0	0	0 0
介護給付	人	73	88	85	83	74 68

### <介護計画をつくるサービス>

事業名	居宅介護支援／介護予防支援					
事業内容	介護サービス・介護予防サービスの適切な利用ができるよう、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容などの計画（ケアプラン）を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行います。					
取組の方向性	給付適正化事業により、ケアプランのチェック体制を充実する等、利用者のニーズに応じた適切なケアプランの作成を支援していきます。					
		実績見込	計画			(参考)
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2035年度 2040年度
予防給付	人	52	56	56	55	52 49
介護給付	人	247	256	260	251	230 221

### (3) 生活支援サービスの体制整備

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が認められた方が利用する「介護予防・生活支援サービス」については、多様な主体による多様な支援体制の構築により、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

### <介護予防・生活支援サービス>

事業名	訪問型サービス（第1号訪問事業）			
事業内容	要支援認定者又は事業対象者（以下「要支援認定者等」という。）に対し、居宅において、生活援助を行います。 ＊ 訪問介護…介護予防訪問介護に相当するサービス ＊ 訪問型サービス A…緩和した基準によるサービス ＊ 訪問型サービス B…住民主体による支援 ＊ 訪問型サービス C…短期集中予防サービス ＊ 訪問型サービス D…移動支援			
取組の方向性	本町では、訪問介護相当のサービスのみ実施しています。保健・医療の専門職種や住民ボランティア（育成含む）の活用等により、訪問型サービス B・C・Dの多様なサービスの実施を目指します。			
		実績見込	計画	
		2023年度	2024年度	2025年度 2026年度
利用者数（人）		500	500	490 480

事業名	通所型サービス（第1号通所事業）			
事業内容	要支援認定者等に対して、心身機能の維持・向上を図るために、施設等の居宅以外の場所において、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。 ＊ 通所介護…介護予防通所介護に相当するサービス ＊ 通所型サービス A…緩和した基準によるサービス ＊ 通所型サービス B…住民主体による支援 ＊ 通所型サービス C…短期集中予防サービス			
取組の方向性	本町では、通所介護相当のサービスのみ実施しています。保健・医療の専門職種や住民ボランティア（育成含む）の活用等により、通所型サービス B・Cの多様なサービスの実施を目指します。			
	実績見込	計画		
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数（人）	750	750	740	740

事業名	その他の生活支援サービス（配食サービス）			
事業内容	栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者・高齢者世帯に対する見守りも含めた配食サービスを実施します。			
取組の方向性	支援が必要な高齢者が利用しやすいよう、サービス内容の充実とPRを図っていきます。			
	実績見込	計画		
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
の利用者数（人）	238	250	250	250

事業名	介護予防ケアマネジメント（再掲）			
事業内容	総合事業における介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者等に対してアセスメントを行い、本人が自立した生活が送れるようケアプランを作成（一部、居宅介護支援事業所に業務を委託）します。			
取組の方向性	要支援認定者等の心身の状態等の評価（アセスメント）、利用者に適したサービス等の選択と計画立案（ケアプラン作成）、効果的なサービス提供のための調整（サービス担当者会議等）、利用効果の測定・評価（モニタリング）等の介護予防ケアマネジメントを実施し、自立支援に向けた適切なサービス利用につなげます。			
	実績見込	計画		
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数（人）	68	70	70	70

### ③ 事業所の整備と人材の確保

事業名	介護給付等対象サービスの事業者の確保
事業内容	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活するための基盤となるのは介護給付等サービスであることから、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活するための基盤となる介護サービスが適切に提供されるよう、介護給付費等の状況や要介護認定者数の状況、高齢者のニーズ等を踏まえ、地域密着型サービスの基盤整備を行います。
取組の方向性	人口減少が加速していくなかで、介護サービスの需要の見込みにあわせて過不足ない整備が必要であることから、県や他市町村と連携を図り、地域密着型サービス運営委員会等における意見を踏まえ確保に向け努めていきます。

事業名	介護人材確保の基盤整備
事業内容	介護職場の魅力の発信、雇用環境や処遇改善による離職者数の減に向け、介護人材を取り巻く状況を分析し、県等と連携しながら中長期的な視点も含めた対策を検討していきます。
取組の方向性	介護人材の確保については、広域的に取組を進める県と地域での取組を進める町の役割分担を明確にし、連携を密にしながら人材不足の時代に対応した人材確保対策を促進していきます。 また、国等がすすめている介護保険サービス事業者の処遇改善加算や介護従事者のキャリアアップなどの様々な施策によって、介護人材の定着・資質の向上や、賃金の向上・処遇改善などが図られ、介護人材の安定的な確保につながるよう、介護保険サービス事業者への情報提供を行います。

事業名	働きやすい環境の整備（ICT機器・介護ロボットの導入）
事業内容	介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新及び生産性の向上を図り、本来業務に注力できる環境づくりを行います。
取組の方向性	介護の現場では、いまだに多くの事務作業が手作業で行われているといわれています。介護職員の業務負担やストレスを軽減し、効率的な業務運営ができるよう、また、これまで事務作業にあてていた時間をケアの時間にあてることでケアの質の向上が図られるよう、ICT機器や介護ロボットの導入・活用を積極的に推進するため、国や県と連携しながら情報発信に取り組みます。

事業名	多様な人材の参入促進
事業内容	介護未経験者や転職希望者、外国人介護人材、アクティブシニア、ボランティアなど、多様な人材が福祉分野への参入促進を図るため、関係機関との連携や業務切り分け等により、介護人材の安定的な確保を行います。
取組の方向性	これまで町が取り組めていなかった介護人材の確保について、具体的な事務を実施できるよう、施設等と定期的に協議ができる機会を設け、共に取り組む体制の構築を検討していきます。 また、仕事の魅力ややりがいを感じてもらい、定着につながるよう、国や県等が実施している様々な取組や支援策を周知するほか、町内事業所の取組事例の周知に努め、多様な人材を受け入れる土台づくりを目指していきます。

#### ④ 感染症や災害に備えた対応力の強化

事業名	災害時等に備えた体制整備及び物資調達
事業内容	介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄等を行い、県や関係団体との連携により災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築します。
取組の方向性	今後数年レベルで影響が及ぶともいわれ、新しい生活様式が求められている新型コロナウイルス感染症への対応として、マスクや防護具等の備蓄に加え、介護職員等に対する徹底した研修を行い、「ウィズ・コロナ」「ポスト・コロナ」社会に対応した取組を推進します。また、サービス提供事業所に義務付けられる計画策定、研修・訓練の実施について支援を行い、サービス提供の継続に向け、取り組んでいきます。 近年の災害発生状況を踏まえ、災害時に支援を要する高齢者等が迅速に福祉避難所へ移動できるよう個別の避難計画を立て、関係機関（介護支援専門員、介護タクシー等）と連携します。

## 第5章 介護保険料の設定

### 1 第1号被保険者の介護保険料の算定方法

下記の手順で、第1号被保険者の月額基準保険料額を算出します。

#### ステップ1 第1号被保険者数・要介護認定者数の見込み

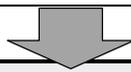
人口推計、認定率の推移から第9期の要介護認定者数を推計します。

##### 1-1 第1号被保険者数

○男女別・年齢別人口の将来推計

##### 1-2 要介護（要支援）認定者数

○男女別・5歳階級別の要介護認定率をもとに推計



#### ステップ2 介護保険事業費等の見込み

第9期の認定者数、第8期の実績、施策や取組の効果などを考慮し、介護サービス、介護予防サービス、地域支援事業費等の利用者数、給付額を見込みます。

##### 2-1 介護予防給付費の見込み

○施設等の整備計画を踏まえた入所見込者数の設定と費用額の推計

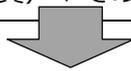
##### 2-2 介護給付費の見込み

○施設等サービス利用者を除いた要介護認定者を介護度別の対象者数に各サービスの利用率を乗じてサービス量（利用者数・利用回数）、費用額を推計

##### 2-3 給付費の合計およびその他費用の見込み

○介護予防給付、介護給付の各サービスの1人当たりサービス費用をもとに総事業費を算出

○介護給付費・予防給付費+地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費）+その他



#### ステップ3 第1号被保険者の介護保険料の設定

給付費の合計と被保険者数から介護保険料（基準額）を算出します。

##### 3-1 基準月額保険料の設定

○1号被保険者の負担総額÷65歳以上人口（3年間）

##### 3-2 所得段階別保険料額の設定

## 2 介護保険給付における財源(第1号被保険者の負担割合)

介護保険は①介護保険サービス費、②地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業)、③地域支援事業(包括的支援・任意事業)で、それぞれ費用構造が異なり、公費負担と対象者負担の割合が異なります

### ①介護保険サービス費の財源構成

介護給付とは、要介護1～5の方が対象となるサービスで、介護を必要とする方に必要なサービスを提供するものです。訪問介護や通所介護のほか、施設入所や福祉用具の貸与などのサービスが利用できます。

予防給付とは、介護を必要としないように生活機能の維持や向上を目指すサービスで、要支援1・2の方が対象となります。訪問介護や通所介護などのサービスが利用できます。

介護給付、介護予防給付にかかる費用は、利用者の自己負担を除いて、50%を保険料、50%を公費で賄います。保険料は、第1号被保険者(65歳以上の方)が23%、第2号被保険者(40歳以上64歳未満の方)が27%を負担します。

公費は、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%を負担します。

### ②地域支援事業費・日常生活支援総合事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者の方に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とするものです。

要支援者と65歳以上の高齢者が対象で、訪問型や通所型のサービスや、地域の多様な主体が提供する生活支援サービスなどがあります。

介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用は、50%を保険料、50%を公費で負担します。

保険料は、第1号被保険者（65歳以上の方）が23%、第2号被保険者（40歳以上64歳未満の方）が27%を負担します。

公費は、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%を負担します。

ただし、総合事業には市町村に対する給付の上限額が設定されており、給付額だけでは不足が生じた場合には、市町村が給付額を独自に負担しなければならなくなります。

### ③地域資源事業・包括的支援事業の財源構成

包括的支援事業とは、地域包括支援センターの運営や社会保障の充実など、地域の高齢者を総合的に支援する事業です。市町村が介護保険事業計画に基づいて実施します。

包括的支援事業に要する費用は、利用者の自己負担を除いて、23%を保険料、77%を公費で賄います。

保険料は、第1号被保険者（65歳以上の方）が23%を負担します。

公費は、国が38.5%、都道府県が19.25%、市町村が19.25%を負担します。

### ④任意事業の財源構成

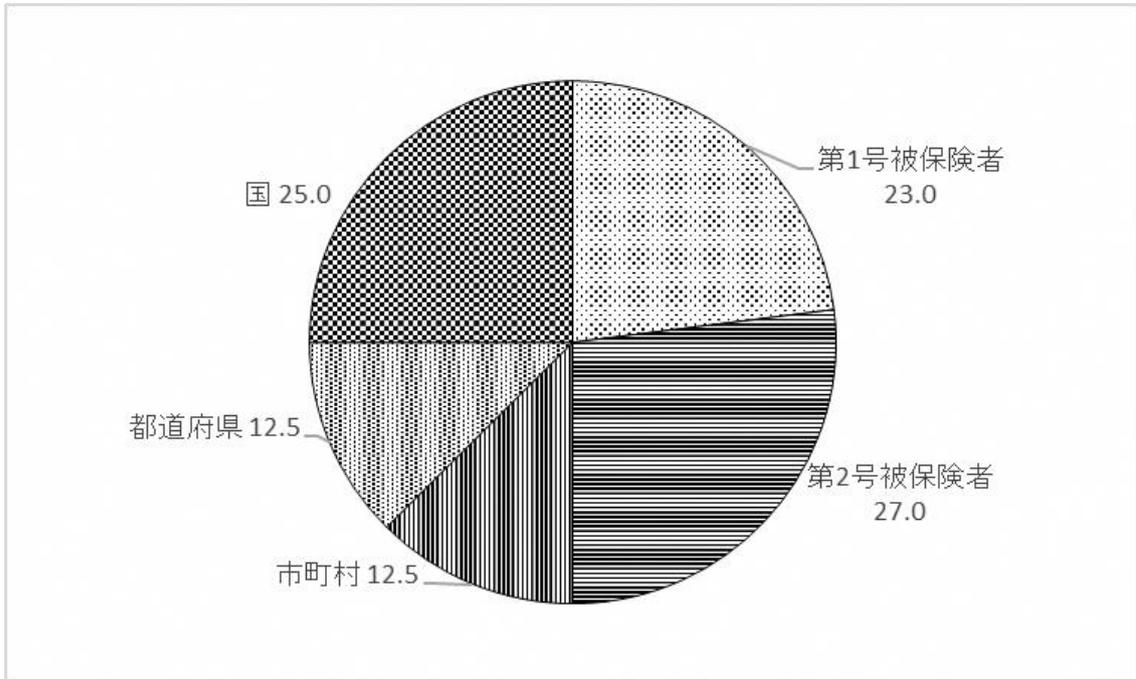
任意事業とは、介護保険制度の中で、市町村が自らの判断で実施する事業です。例えば、介護給付費の適正化や家族介護の支援などがあります。

任意事業に要する費用は、利用者の自己負担を除いて、23%を保険料、77%を公費で賄います。

保険料は、第1号被保険者（65歳以上の方）が23%を負担します。

公費は、国が38.5%、都道府県が19.25%、市町村が19.25%を負担します。

介護給付、介護予防給付の財源構成（％）



### 3 介護保険料の算定

#### ステップ1 第1号被保険者数・要介護認定者数の見込み

##### ① 第1号被保険者数

将来人口推計は以下の通りです。このうち65歳以上総数（網掛け部分）が第1号被保険者数になります。

	実績			推計							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2030	2035	2040	2045	2050
0～64歳	5,183	4,987	4,818	4,658	4,484	4,314	4,173	3,875	3,245	2,665	2,138
65～69歳	903	881	843	807	800	806	785	754	579	533	486
70～74歳	1,007	984	977	957	894	851	828	761	710	543	498
75～80歳	634	649	679	722	817	882	865	846	679	629	478
80～84歳	652	639	604	582	570	529	540	609	708	572	525
85～89歳	559	562	558	547	499	471	458	428	448	515	424
90歳以上	353	359	361	366	370	376	376	364	313	312	337
40～64歳	3,018	2,949	2,875	2,800	2,709	2,631	2,572	2,431	2,113	1,774	1,423
65歳以上総数	4,108	4,074	4,022	3,981	3,950	3,915	3,852	3,762	3,437	3,104	2,748
総人口	9,291	9,061	8,840	8,639	8,434	8,229	8,025	7,637	6,682	5,769	4,886

※実績は住民基本台帳（10月1日時点）

##### ② 要介護（要支援）認定者数

本町の要介護（要支援）認定者の将来推計は以下の通りです。この中には少数ですが第2号被保険者（40歳～64歳）の認定者数も含まれると見込んでいます。

	実績			推計							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2030	2035	2040	2045	2050
要支援1	82	78	70	67	66	64	62	64	62	53	44
要支援2	65	70	71	71	72	73	70	71	68	58	51
要介護1	156	164	156	161	161	149	147	144	139	128	110
要介護2	167	155	156	149	147	144	142	135	132	120	104
要介護3	113	117	102	110	103	120	101	94	92	90	80
要介護4	115	93	90	89	91	86	80	80	77	71	62
要介護5	76	67	67	73	72	69	69	65	63	60	52
総数	774	744	712	720	712	705	671	653	633	580	503

## ステップ2 介護保険事業費等の見込み

人口推計と施策効果による影響を反映したサービス見込み量に、サービスごとの利用1回・1日当たり（又は1か月当たり）給付額を乗じて総給付費を求めます。

### 2-1 介護予防給付（要支援1・2）

（単位：千円）

	第8期	第9期（見込値）			推計	
	R5	R6	R7	R8	R12	R17
	2023	2024	2025	2026	2030	2035
<b>(1) 介護予防サービス</b>						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	7,800	8,409	8,419	8,419	8,170	8,170
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,850	1,929	1,929	1,999	1,850	1,810
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	0	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	<b>2,766</b>	<b>3,024</b>	<b>3,028</b>	<b>2,972</b>	<b>2,918</b>	<b>2,808</b>
<b>合計</b>	<b>12,416</b>	<b>14,438</b>	<b>14,452</b>	<b>14,466</b>	<b>14,018</b>	<b>13,864</b>

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

## 2-2 介護給付（要介護1～5）

（単位：千円）

	第8期	第9期（見込値）			推計	
	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R12 2030	R17 2035
<b>(1) 居宅サービス</b>						
訪問介護	86,449	101,263	102,505	98,590	83,047	82,576
訪問入浴介護	2,720	2,759	2,762	2,196	2,762	2,762
訪問看護	1,509	1,733	1,959	1,533	1,533	1,533
訪問リハビリテーション	257	261	261	261	261	261
居宅療養管理指導	3,167	3,144	3,241	3,148	3,148	2,781
通所介護	52,444	52,901	52,968	51,450	50,036	49,372
通所リハビリテーション	30,675	37,639	38,731	37,687	34,493	34,493
短期入所生活介護	33,973	41,980	42,033	37,780	33,6587	30,099
短期入所療養介護（老健）	1,940	1,967	1,970	1,970	1,970	1,970
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	18,258	17,978	18,664	17,966	17,789	16,749
特定福祉用具購入費	0	694	694	694	694	694
住宅改修費	0	994	994	994	994	994
特定施設入居者生活介護	0	2,489	2,492	2,492	2,492	2,492
<b>(2) 地域密着型サービス</b>						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	29,471	28,250	28,286	27,517	28,585	27,816
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	19,417	19,691	17,449	17,449	17,449	17,449
認知症対応型共同生活介護	234,021	289,696	279,305	272,564	245,830	242,927
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	80,215	94,369	91,221	84,718	78,183	74,899
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
複合型サービス	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 施設サービス</b>						
介護老人福祉施設	128,258	142,189	139,196	136,209	130,412	120,690
介護老人保健施設	341,606	364,187	361,029	357,411	323,722	313,587
介護医療院	50,462	51,174	51,239	51,239	51,239	51,239
介護療養型医療施設	7,623					
<b>(4) 居宅介護支援</b>	42,853	45,032	45,911	44,130	42,194	40,429
<b>合計</b>	<b>1,157,694</b>	<b>1,300,390</b>	<b>1,282,910</b>	<b>1,247,998</b>	<b>1,150,520</b>	<b>1,115,812</b>

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

## 給付費の合計及びその他費用の見込み

介護保険サービスにかかる費用及び地域支援事業費を、次のとおり見込みます。

(単位：千円)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
在宅サービス費用	370,724	372,880	357,831
居住系サービス費用	292,185	281,797	275,056
施設サービス費用	651,919	642,685	629,577
標準給付費見込額	1,314,828	1,297,362	1,262,464
地域支援事業費	76,109	75,852	75,391

### ステップ3 第1号被保険者の介護保険料の設定

#### 3-1 基準月額保険料の算定

第9期計画の3年間における第1号被保険者の介護保険料を、次のとおり見込みます。

介護保険費用をもとに、保険料収納額を次のとおり算出します。

(単位：千円)

	2024年度	2025年度	2026年度	合計
費用合計 B + C + その他費用 (A)	1,514,825	1,497,435	1,460,474	4,472,734
標準給付費見込額 (B)	1,438,716	1,421,583	1,385,083	3,245,382
地域支援事業費 (C)	76,109	75,852	75,391	227,352
第1号被保険者負担分相当額 A × 23% (D)	348,410	344,410	35,909	1,028,729
調整交付金相当額 (B + Cの一部※) × 5% (E)	73,892	73,022	71,174	218,088
調整交付金見込み割合 (F)	10.85%	10.23%	9.74%	
調整交付金見込み額 (B + Cの一部※) × 5% (G)	160,345	149,403	138,647	448,395
保険者機能強化推進交付金等見込額 (H)				9,000
準備基金取り崩し額 (I)				45,700
保険料収納必要総額 D + E - G - H (J)				742,722

※Cの一部：介護予防・日常生活支援総合事業費

保険料収納必要総額を予定収納率で除した金額を、3年間の所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して保険料基準額を算出します。

保険料収納必要総額 (A)	742,722
予定収納率 (B)	99.0%
保険料賦課額 A ÷ B (C)	750,224
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (D)	9,769
保険料基準額 (年額) C ÷ D (E)	76,796
保険料基準額 (月額) E ÷ 12	6,400

### (3) 所得段階別保険料の算定

#### 3-2 所得段階別介護保険料の算定

本町の本計画期間における所得段階別第1号被保険者の介護保険料額は、以下のとおりとなります。

段階区分	対象者	計算式	介護保険料 単位：円 (年額)	介護保険料 単位：円 (月額)
第1段階	○生活保護の受給者 ○住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ○世帯全員住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.285	21,800	1,824
第2段階	○世帯全員住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超え120万円以下の人	基準額 ×0.485	37,200	3,104
第3段階	○世帯全員住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額 ×0.685	52,600	4,384
第4段階	○住民税課税世帯に属する本人住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	69,100	5,760
<b>第5段階</b>	<b>○住民税課税世帯に属する本人住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人</b>	<b>基準額 ×1.00</b>	<b>76,800</b>	<b>6,400</b>
第6段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	92,100	7,680
第7段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	99,800	8,320
第8段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	115,200	9,600
第9段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	130,500	10,880
第10段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	145,900	12,160
第11段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	161,200	13,440
第12段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	176,600	14,720
第13段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	184,300	15,360

---

---

## 資料編

---

---

## 第8期計画の実績と振り返り

(1) 基本目標1 住み慣れた地域でいきいきと、その人らしく元気に暮らせるまち

施策の柱：①健康寿命を延伸する介護予防と健康づくり

1 介護予防の推進

生き生き元気水中運動教室

指 標		2021	2022	2023
利用者数（人）	計画	5	5	5
	実績	7	5	8

高齢者ふれあいの場支援事業

指 標		2021	2022	2023
開設数（か所）	計画	19	21	23
	実績	18	19	18
利用者数（人）	計画	250	270	300
	実績	178	281	173

施策の柱②：高齢者の生きがいづくり社会参加促進

1 生きがいづくり支援体制の充実

生きがい趣味の会

指 標		2021	2022	2023
利用者数（人）	計画	19	20	21
	実績	14	16	24

はまなす学級

指 標		2021	2022	2023
利用者数（人）	計画	300	300	300
	実績	143	177	171

老人クラブの活性化

指 標		2021	2022	2023
利用者数（人）	計画	670	700	750
	実績	573	518	404

(2) 基本目標2 高齢者の不安を軽減し、地域で支え合うまち

施策の柱③：高齢者を地域で支えるまちづくり

1 地域包括支援センターの機能強化

総合相談支援

指 標		2021	2022	2023
相談者数（人）	計画	190	195	200
	実績	209	234	260

介護予防ケアマネジメント

指 標		2021	2022	2023
利用者数（人）	計画	80	80	80
	実績	67	74	68

## 2 認知症施策の推進

### 認知症初期集中支援事業の推進（認知症初期集中支援チーム）

指 標		2021	2022	2023
利用者数（人）	計画	1	1	1
	実績	0	0	0

## 3 緊急時の不安を軽減する対策の推進

### 救急医療情報キット

指 標		2021	2022	2023
登録者数（人）	計画	160	163	166
	実績	118	104	90

### 福祉安心電話設置

指 標		2021	2022	2023
登録者数（人）	計画	59	62	65
	実績	51	49	41

## 4 家族介護者への支援

### 家族介護用品支給事業

指 標		2021	2022	2023
利用者数（人）	計画	10	10	10
	実績	22	15	7

施策の柱④：権利擁護に関する相談の充実と適切な支援

1 権利擁護体制の充実

高齢者虐待防止

指 標		2021	2022	2023
虐待対応件数（人）	計画	3	3	3
	実績	0	0	1

成年後見制度等の活用促進

指 標		2021	2022	2023
町長申立件数（人）	計画	1	1	1
	実績	0	0	2

成年後見制度の報酬助成等

指 標		2021	2022	2023
報酬助成件数（件）	計画	8	9	10
	実績	13	9	12

(3) 基本目標3 高齢者が安心して暮らし続け、サービスを受けられるまち  
 施策の柱⑤：安定したサービス提供のための介護基盤の整備

1 介護サービス・介護予防サービスの供給体制整備

事業内容	指標		2021	2022	2023
訪問介護（ホームヘルプサービス）	介護給付（回）	計画	2,521.5	2,451.7	2,418.1
		実績	2,521.4	2,569.7	2,500
	介護給付（人）	計画	134	131	129
		実績	115	115	115
訪問入浴介護／介護予防 訪問入浴介護	介護給付（回）	計画	29.2	29.2	29.2
		実績	29	23.2	23.2
	介護給付（人）	計画	6	6	6
		実績	6	5	5
訪問看護／介護予防訪問 看護	予防給付（回）	計画	0	0	0
		実績	1	1	1
	予防給付（人）	計画	0	0	0
		実績	1	1	1
	介護給付（回）	計画	22.8	20.6	20.8
		実績	107.5	44	42.4
介護給付（人）	計画	10	9	9	
	実績	13	10	10	
訪問リハビリテーション ／介護予防訪問リハビリ テーション	介護給付（回）	計画	44.2	44.2	46.2
		実績	43.1	22.6	22.6
	介護給付（人）	計画	4	4	4
		実績	5	3	3
居宅療養等管理指導／介 護予防居宅療養管理指導	予防給付（人）	計画	0	0	0
		実績	0	1	1
	介護給付（人）	計画	15	15	15

		実績	16	12	12
通所介護（デイサービス）	介護給付（回）	計画	735.8	734.9	726.8
		実績	610	546.2	578.1
	介護給付（人）	計画	95	95	94
		実績	83	81	82
地域密着型通所介護	介護給付（回）	計画	433.4	432.2	425.6
		実績	333.5	295	295
	介護給付（人）	計画	52	52	51
		実績	39	36	36
通所リハビリテーション ／介護予防通所 リハビリ テーション（デイケア）	予防給付（人）	計画	44	43	43
		実績	35	31	31
	介護給付（回）	計画	576.4	576.8	575.3
		実績	452.4	374.6	374
	介護給付（人）	計画	73	73	73
		実績	57	58	58
認知症対応型通所介護	介護給付（回）	計画	0	7.4	26.6
		実績	0	0	0
	介護給付（人）	計画	0	1	3
		実績	0	0	0
短期入所療養介護／介護 予防短期入所療養介護 （ショートステイ）	予防給付（回）	計画	0	0	0
		実績	1	0	0
	予防給付（人）	計画	0	0	0
		実績	1	0	0
	介護給付（回）	計画	55.7	55.3	54.9
		実績	56	36.8	36.8
	介護給付（人）	計画	4	4	4
		実績	4	3	3

小規模多機能型居宅介護	介護給付（人）	計画	3	6	8
		実績	7	10	10
福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与	予防給付（人）	計画	41	41	40
		実績	40	35	35
	介護給付（人）	計画	159	158	156
		実績	158	156	156
特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入	予防給付（人）	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
	介護給付（人）	計画	2	2	2
		実績	2	2	2
住宅改修費／介護予防住宅改修費	予防給付（人）	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
	介護給付（人）	計画	2	2	2
		実績	2	1	2
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護給付（人）	計画	48	48	47
		実績	49	46	47
介護老人保健施設（老人保健施設）	介護給付（人）	計画	113	112	111
		実績	112	112	112
介護療養型医療施設（療養病床等）・介護療養院	介護給付（人）	計画	11	11	11
		実績	3	0	0
	介護給付（人）	計画	1	1	1
		実績	8	10	11
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護給付（人）	計画	28	27	27
		実績	29	26	26
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	介護給付（人）	計画	88	88	87
		実績	88	86	87

特定施設入居者生活介護	介護給付（人）	計画	0	0	0
		実績	1	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護給付（人）	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
居宅介護支援／介護予防支援	予防給付（人）	計画	72	71	70
		実績	66	59	60
	介護給付（人）	計画	294	291	289
		実績	279	263	263

## 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

事業内容	指標		2021	2022	2023
訪問型サービス（第1号訪問事業）	利用者数（人）	計画	50	50	50
		実績	44	44	45
通所型サービス（第1号通所事業）	利用者数（人）	計画	83	85	85
		実績	60	63	65
その他の生活支援サービス 配食サービス	のべ利用者数（人）	計画	3,800	3,850	3,900
		実績	2,882	3,111	3,200
介護予防ケアマネジメント（再掲）	利用者数（人）	計画	80	80	80
		実績	67	74	65

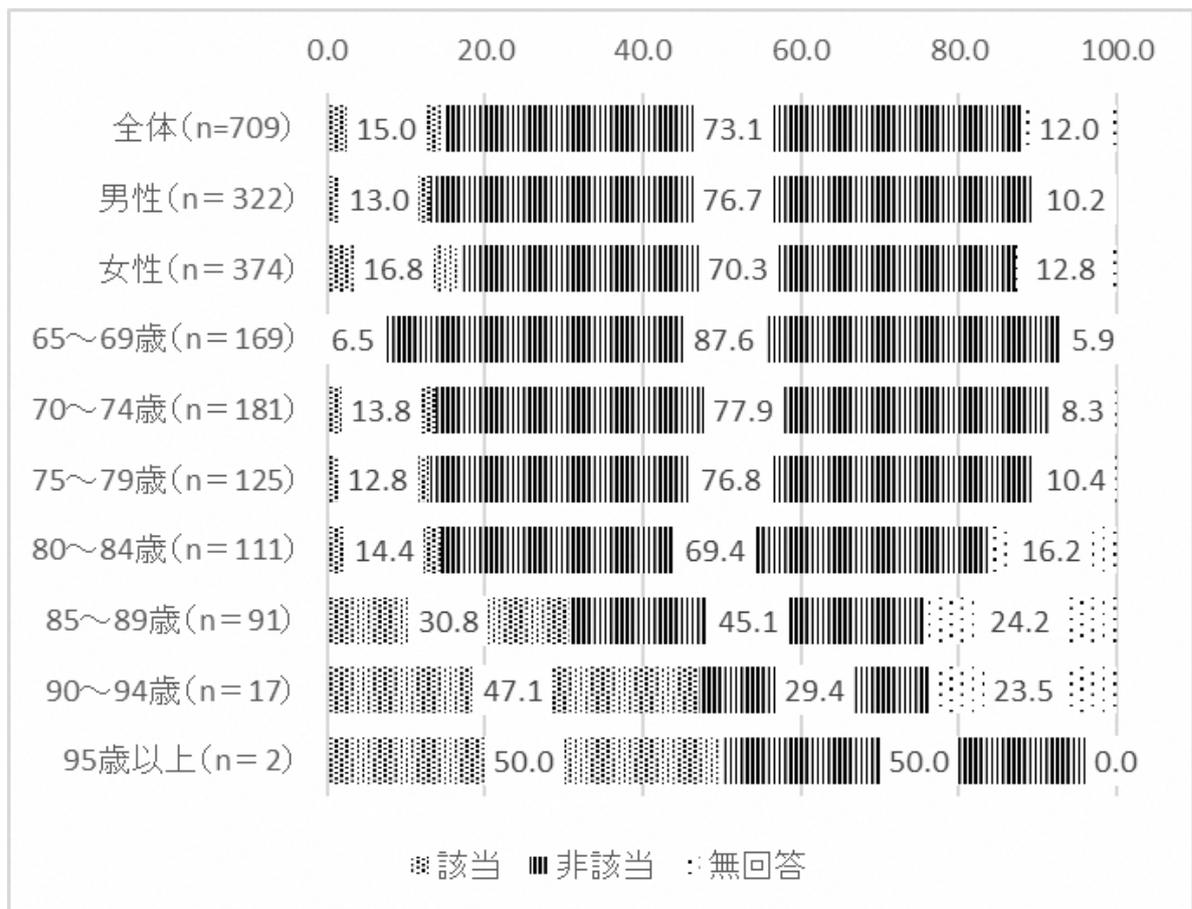
## 生活圏域ニーズ調査結果概要(リスク判定 性別・年齢別)

### ①運動器の機能低下リスクの判定

#### 判定方法

以下の設問に対して5問中3問以上該当する場合は、運動器機能の低下している高齢者となります。

設問	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	できない
15分位続けて歩いていますか	できない
過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある／1度ある
転倒に対する不安は大きいですか	とても不安である／ やや不安である

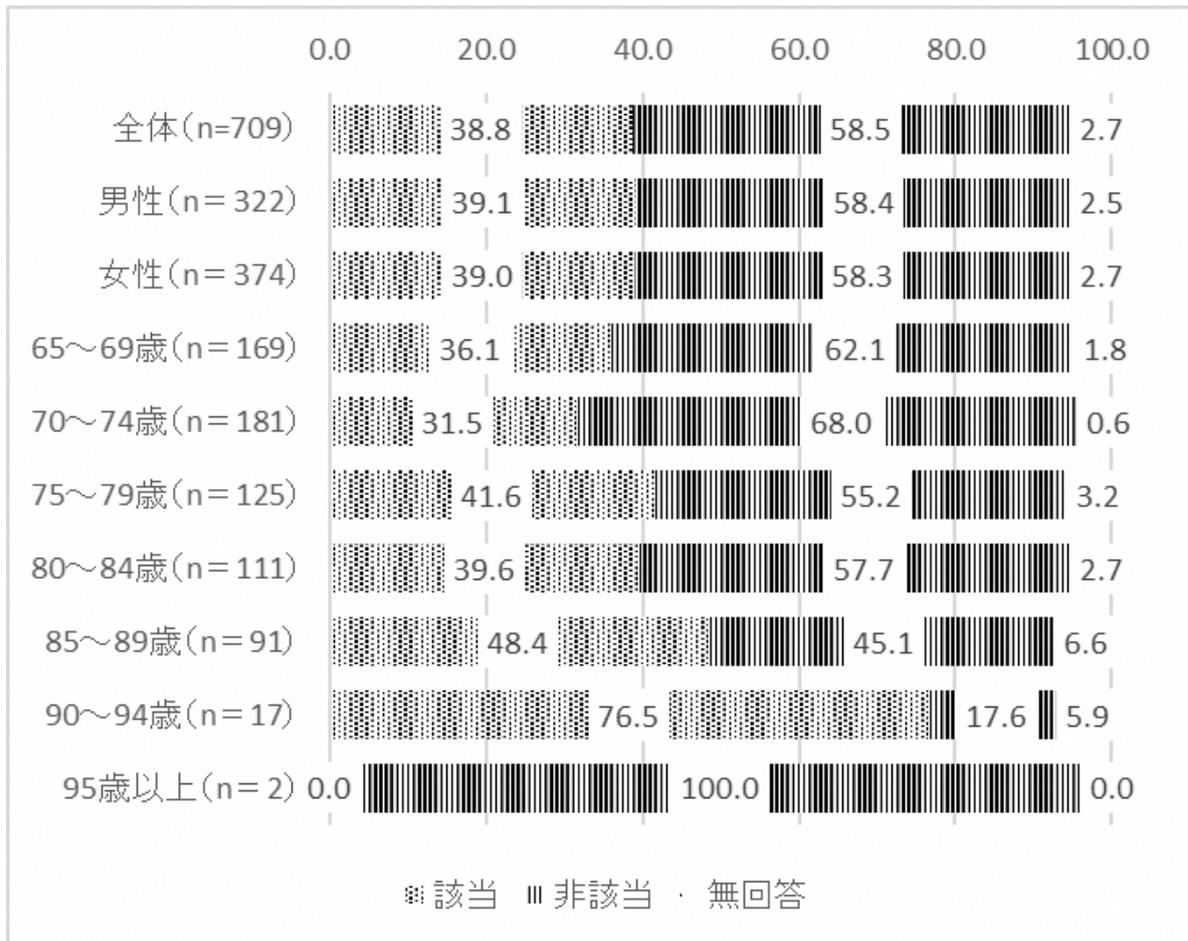


## ②転倒リスクの判定

### 判定方法

以下の設問に対して該当する場合は、転倒リスクのある高齢者となります。

設問	選択肢
過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある／1度ある

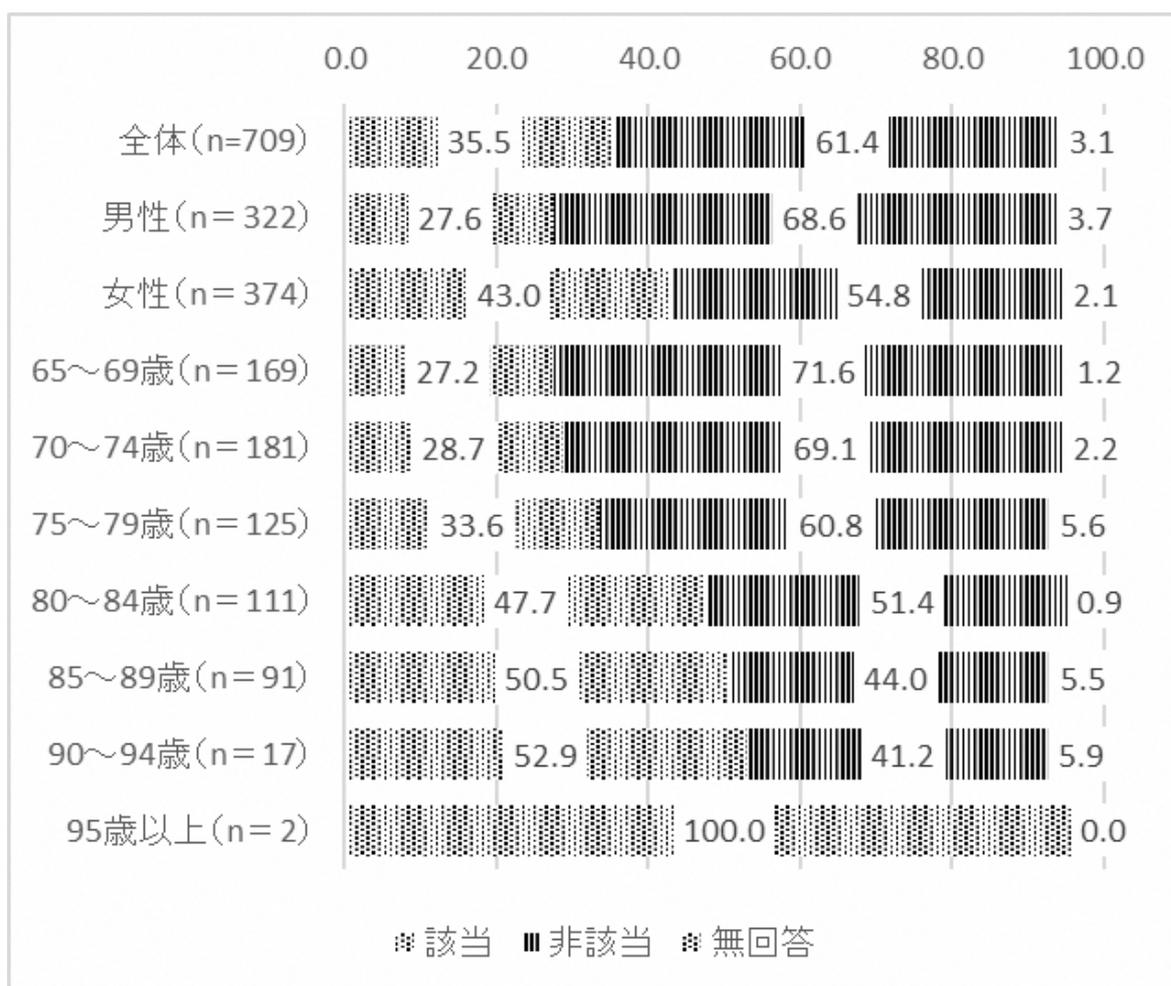


### ③閉じこもりリスクの判定

#### 判定方法

以下の設問に対して該当する場合は、閉じこもり傾向のある高齢者となります。

設問	選択肢
週に1回以上は外出していますか	ほとんど外出しない／週1回

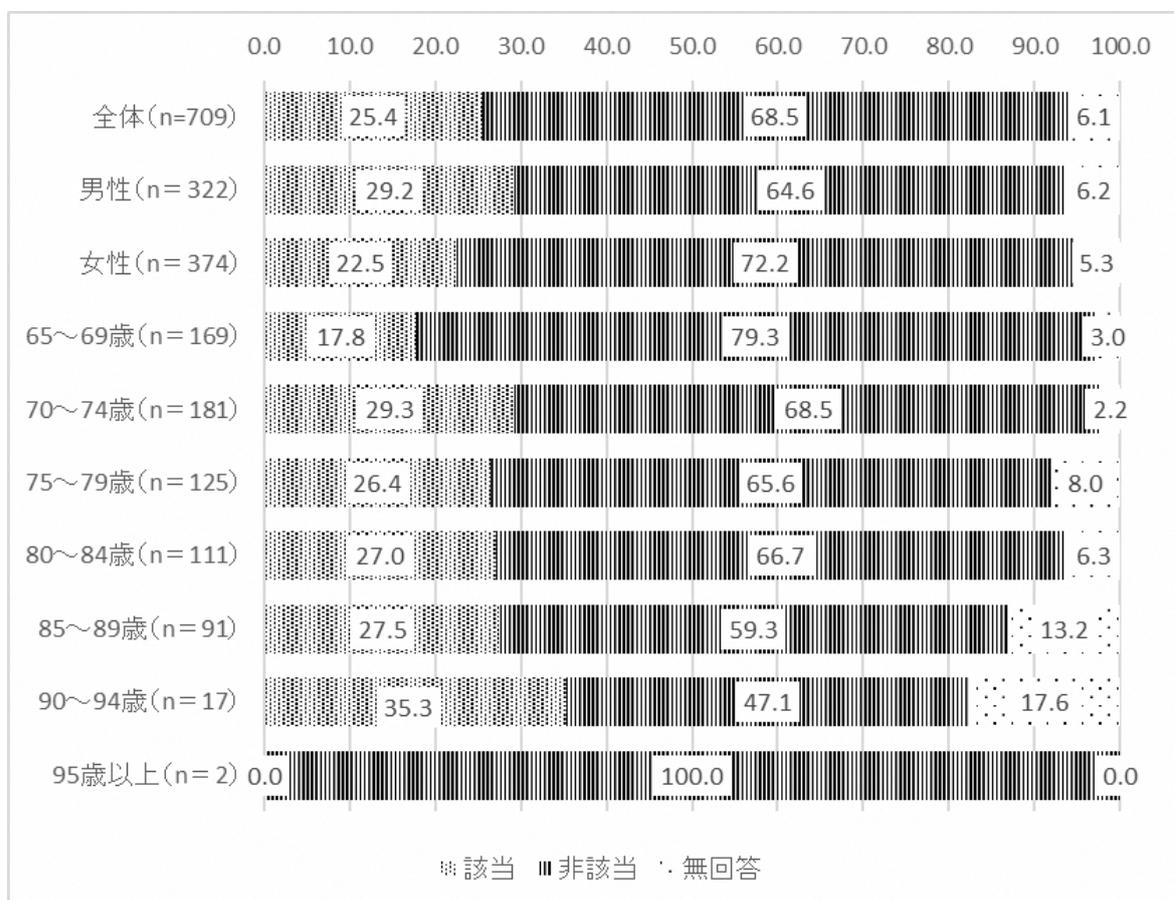


#### ④口腔機能の低下リスクの判定

##### 判定方法

以下の設問に対して3問中2問該当する場合は、口腔機能の低下している高齢者となります。

設問	選択肢
【咀嚼機能低下】半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい
【嚥下機能低下】お茶や汁物等でむせることがありますか	はい
【肺炎発症リスク】口の渇きが気になりますか	はい

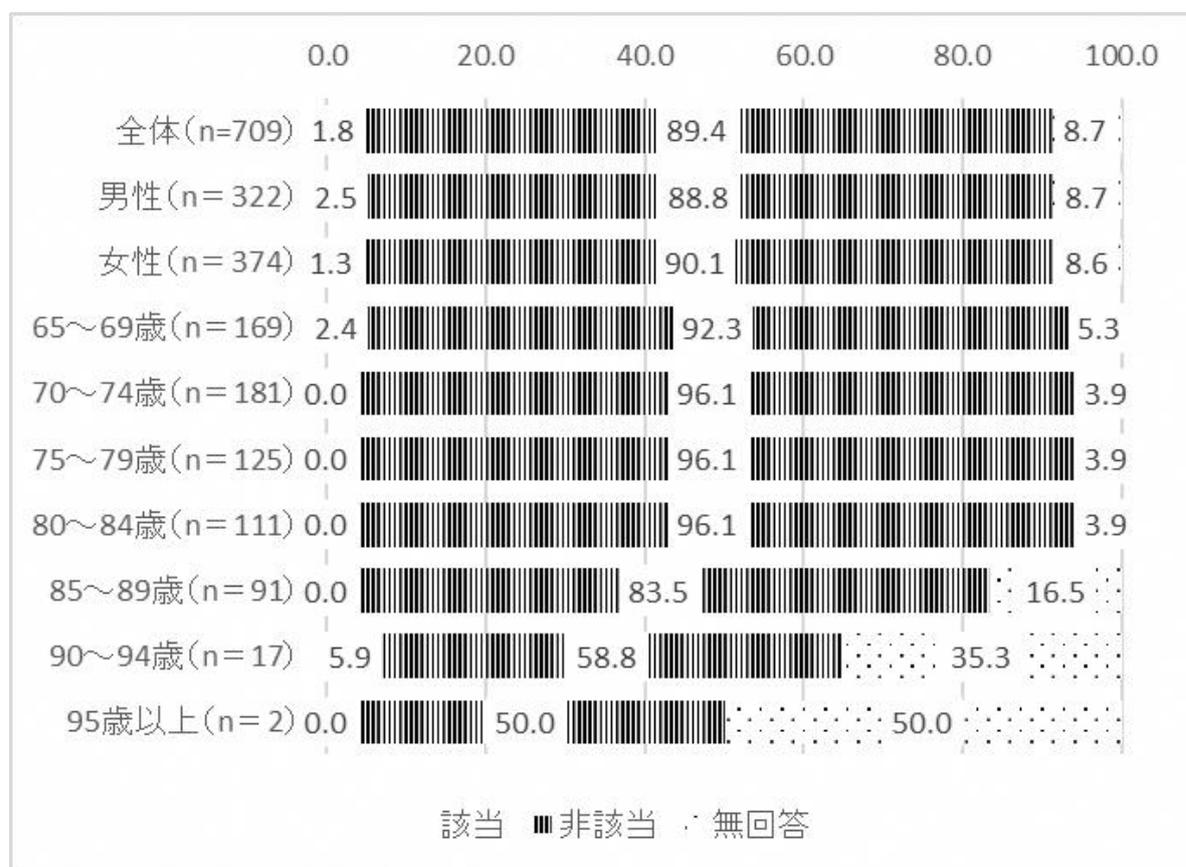


### ⑤低栄養のリスクの判定

#### 判定方法

以下の設問に対して2問中2問該当する場合は、低栄養状態にある高齢者となります。

設問	選択肢
身長・体重から算出される BMI(体重(kg)÷身長(m) <sup>2</sup> )	18.5 未満
6 か月間で 2～3kg 以上の体重減少がありましたか	はい

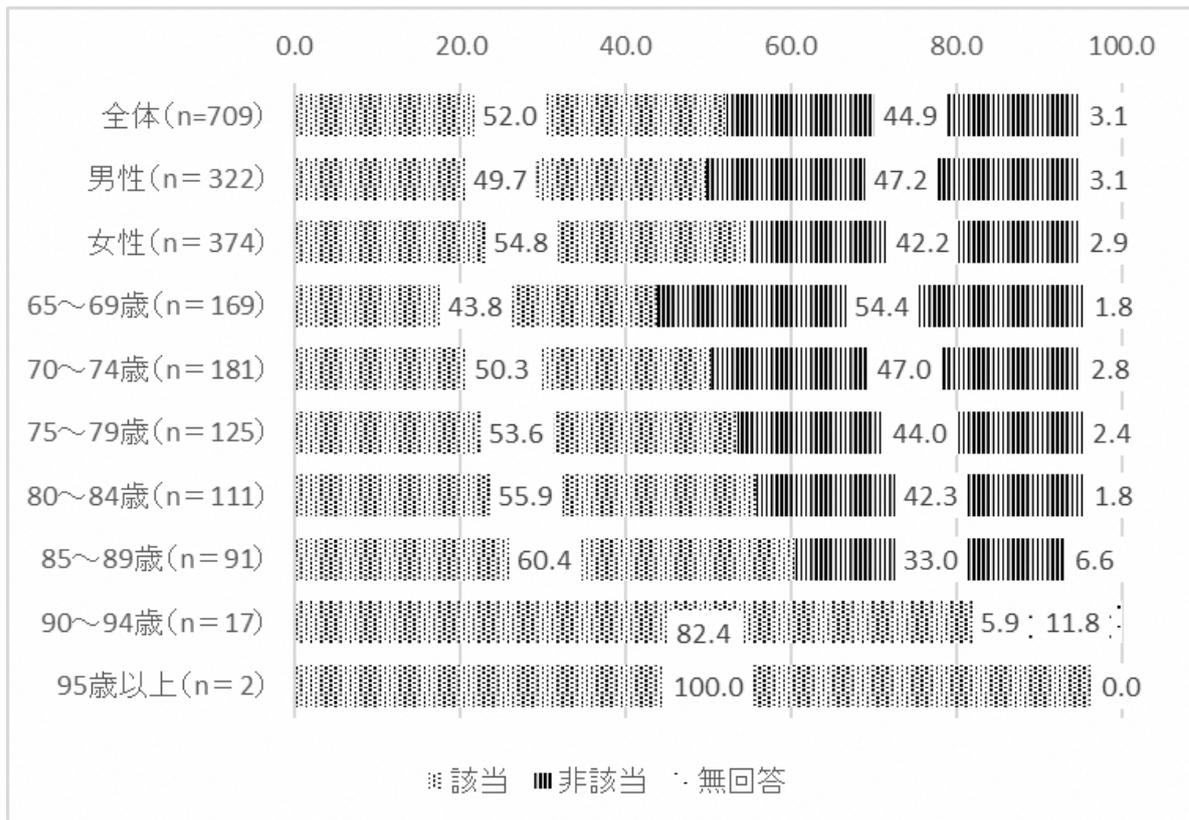


## ⑥認知機能の低下リスクの判定

### 判定方法

以下の設問に対して該当する場合は、認知機能の低下が見られる高齢者となります。

設問	選択肢
物忘れが多いと感じますか	はい

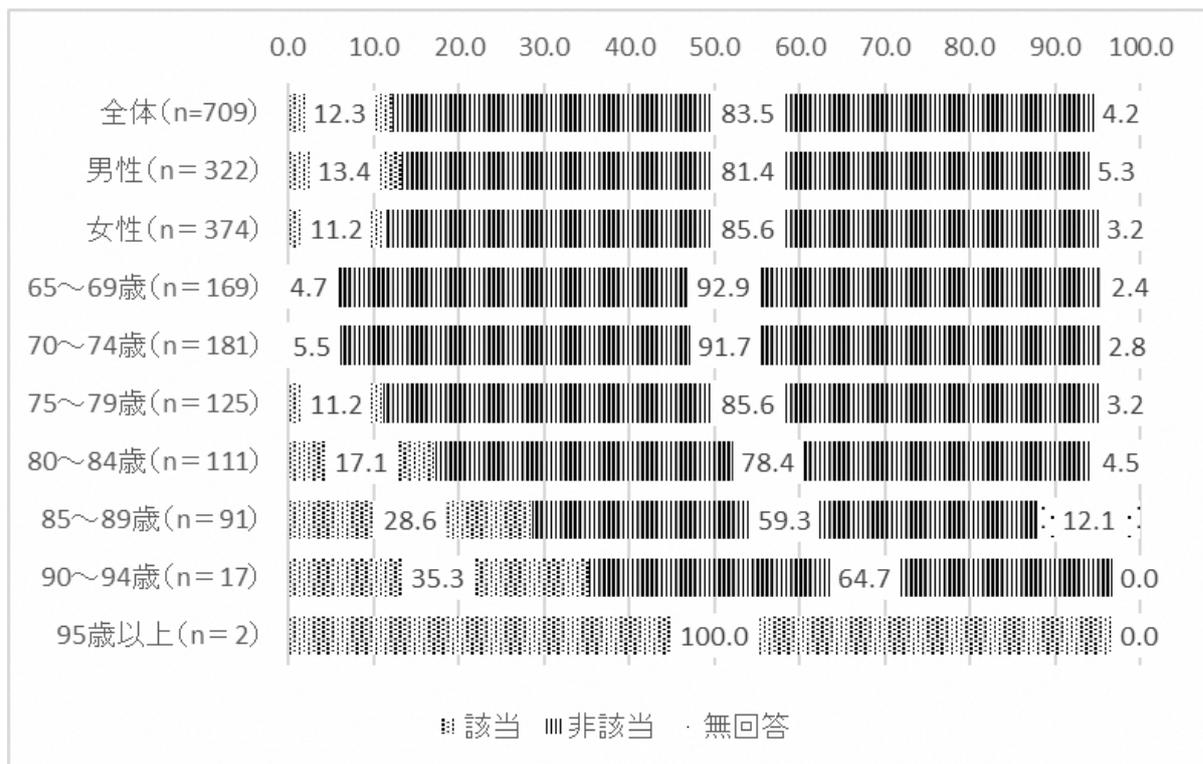


## ⑦IADL(手段的自立度)のリスク判定

### 判定方法

以下の設問を5点満点で判定し、5点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低い」と評価します。

設問	選択肢	配点
バスや電車で一人で外出していますか(自家用車でも可)	できるし、している／ できるけどしていない	1点
自分で食品・日用品の買物をしていますか	できるし、している／ できるけどしていない	1点
自分で食事の用意をしていますか	できるし、している／ できるけどしていない	1点
自分で請求書の支払いをしていますか	できるし、している／ できるけどしていない	1点
自分で預貯金の出し入れをしていますか	できるし、している／ できるけどしていない	1点

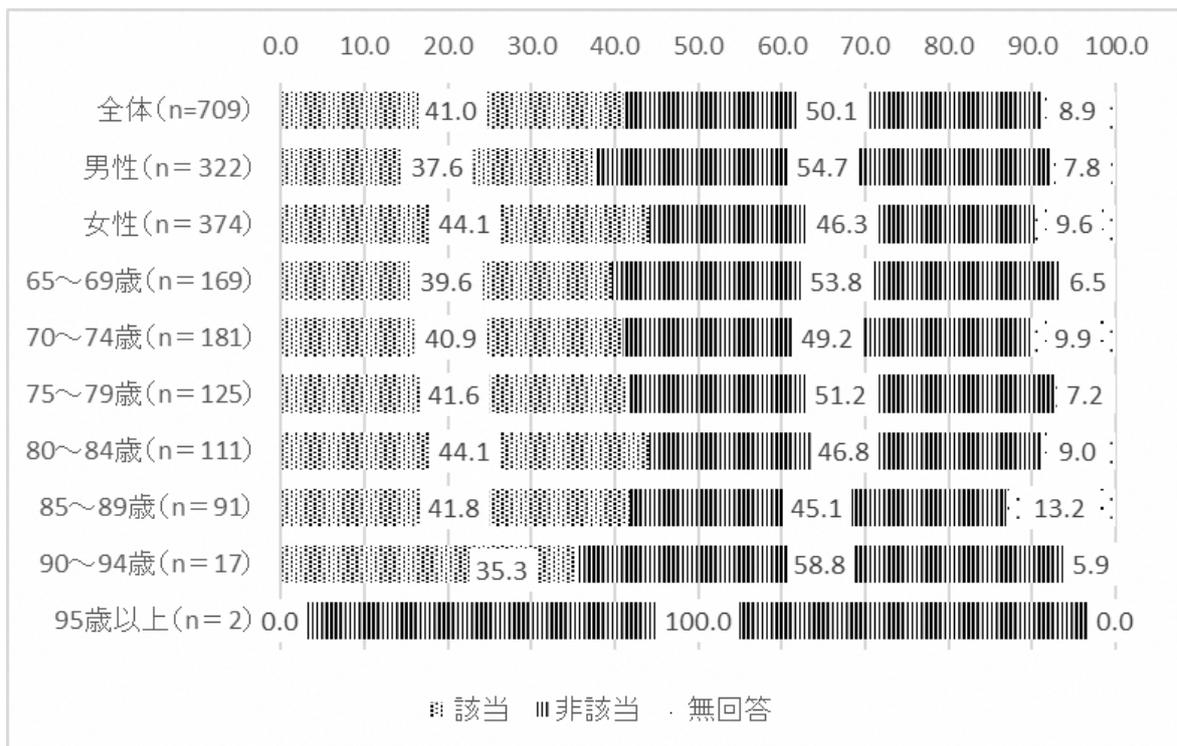


### ⑧うつ傾向リスクの判定

#### 判定方法

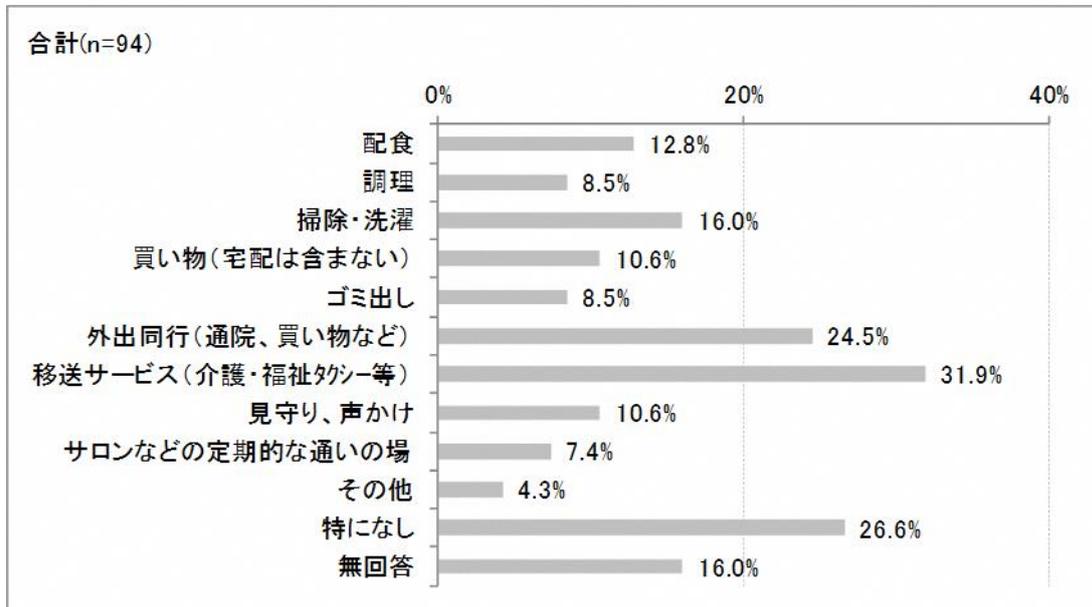
以下の設問に対して2問中2問該当する場合は、うつ傾向にある高齢者となります。

設問	選択肢
この1か月間、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	はい
この1か月間、物事に対して興味がわかない感じがよくありましたか	はい

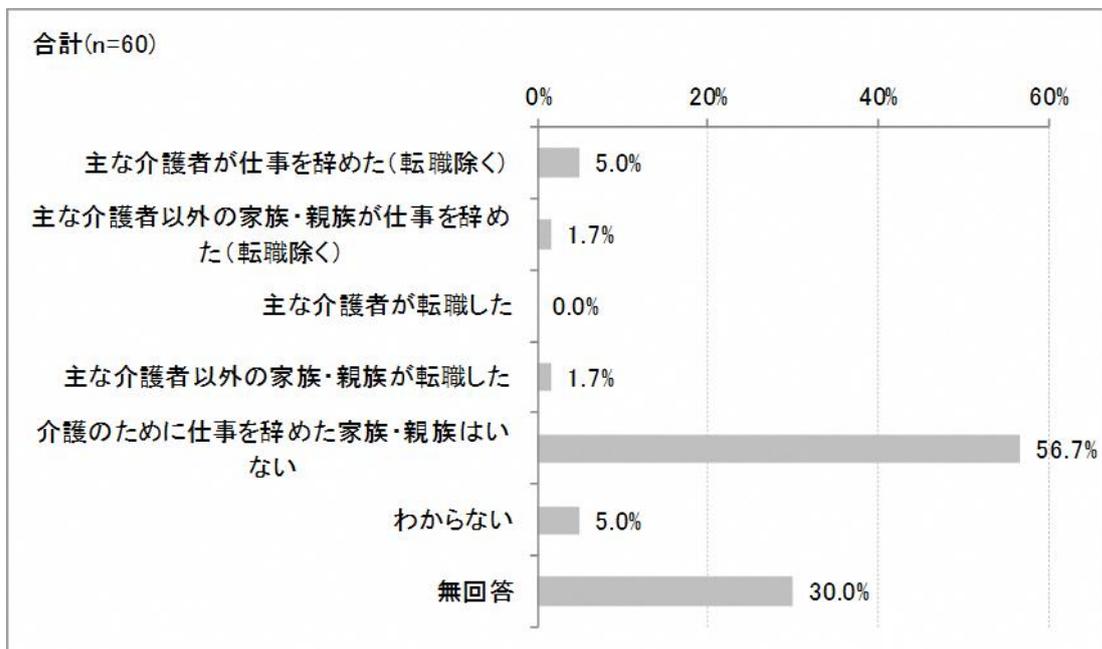


## 在宅介護実態調査結果(概要)

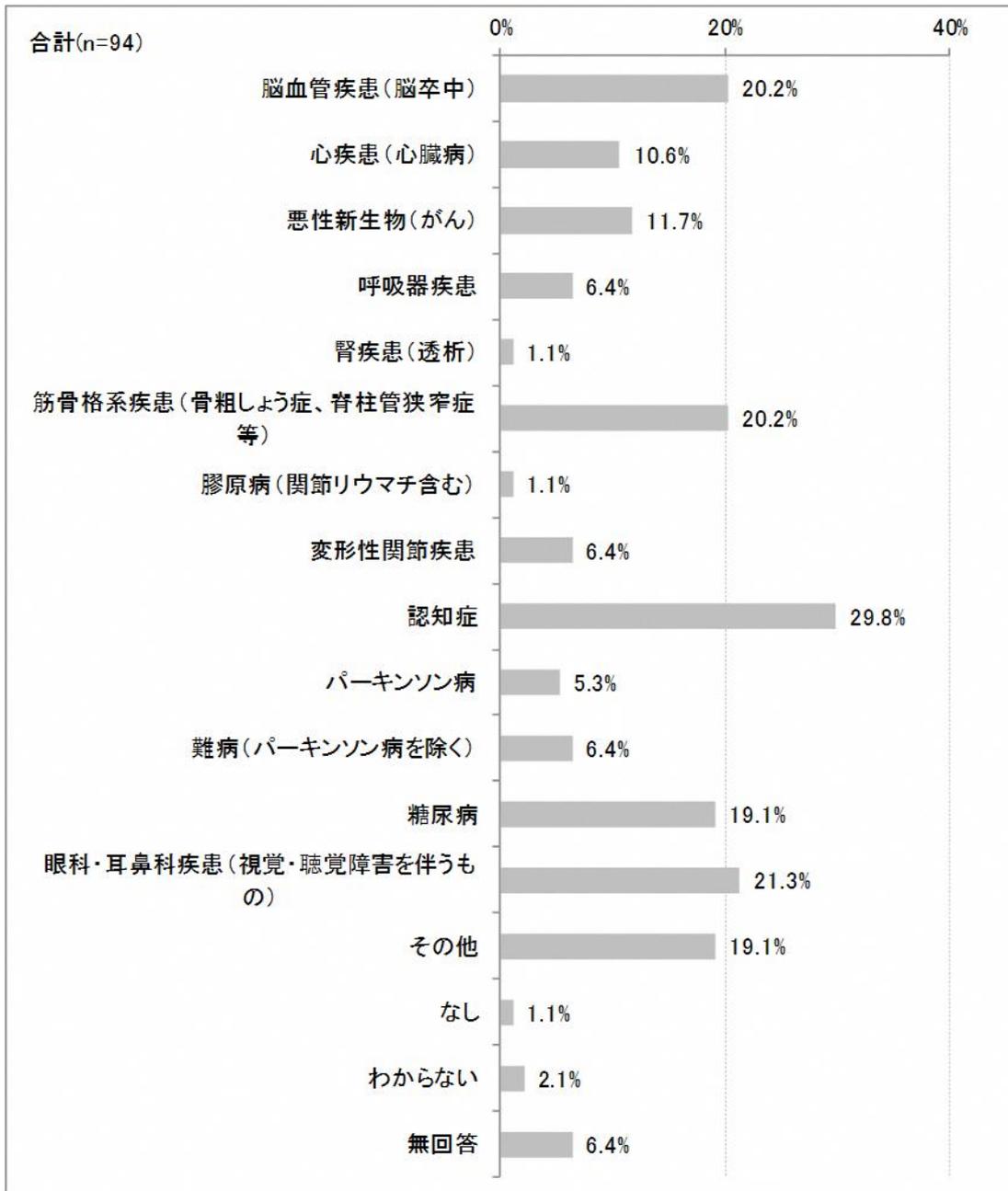
### (1)在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス(複数回答)



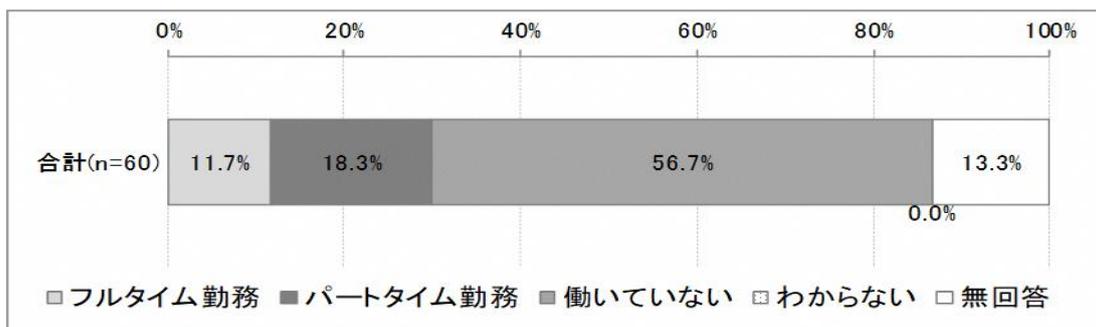
### (2)介護のための離職の有無(複数回答)



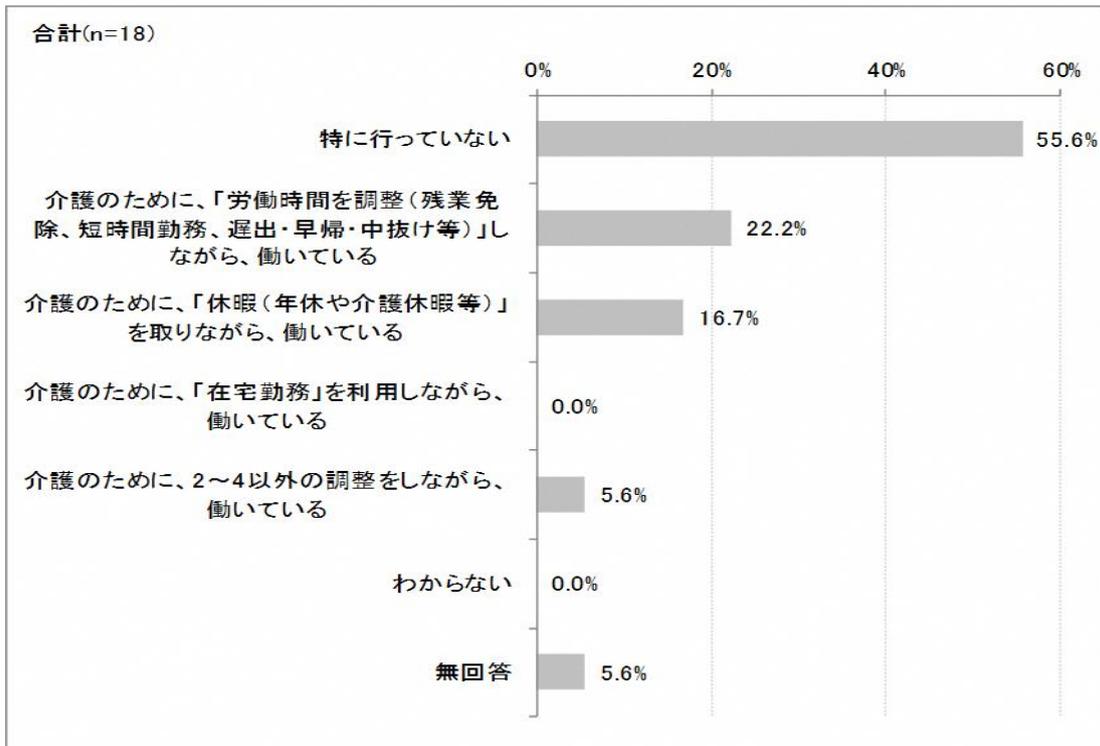
(3)本人が抱えている疾病(複数回答)



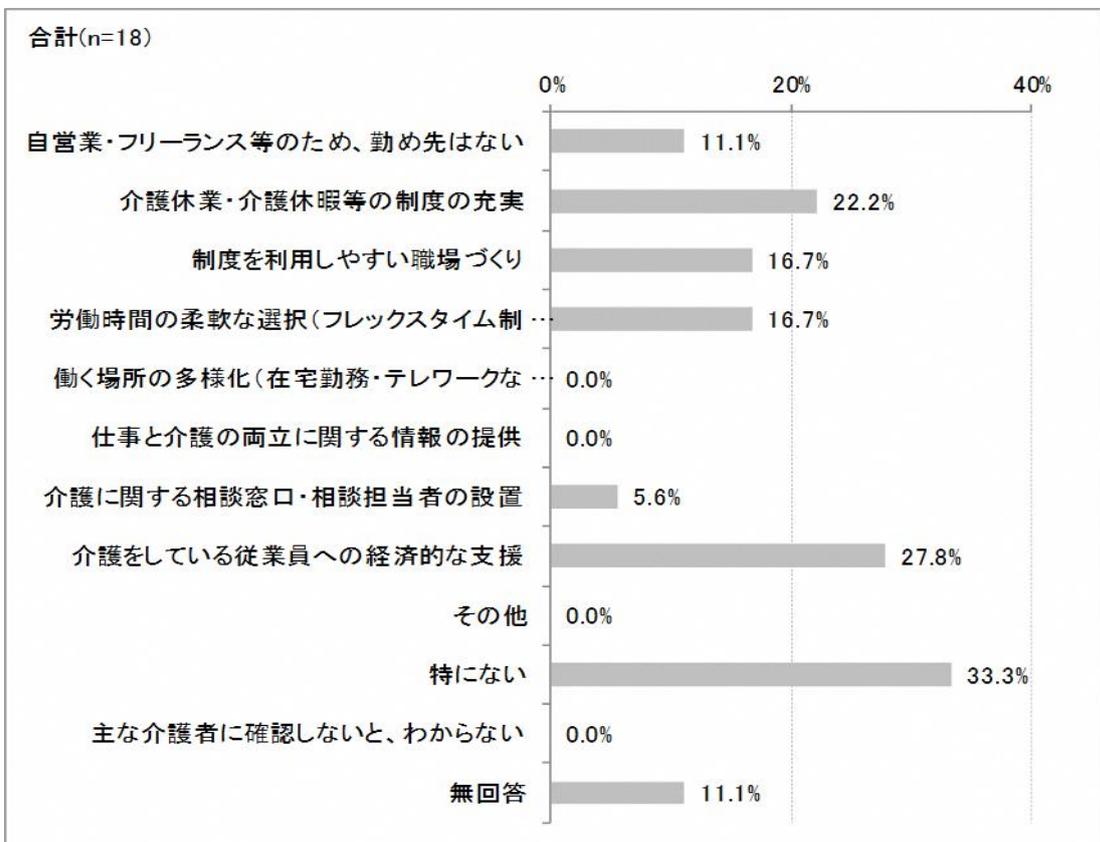
(4)主な介護者の勤務形態(単数回答)



### (5) 主な介護者の方の働き方の調整の状況



### (6) 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援



## 高齢者関連施設一覧

令和6年4月1日(予定)

施設名	定員	所在地	設置(運営)主体	指定	備考
<b>【訪問介護】</b>					
つくし荘ヘルパーステーション	—	北浮田町	社会福祉法人つくし会	県・町	
訪問介護ステーション しあわせ	—	南浮田町	株式会社幸友会	県	
ケアセンターあい	—	舞戸町	株式会社 i あい	県	
介護センターまごころ	—	舞戸町	株式会社ディケーサービス	県・町	休止中
<b>【通所介護】</b>					
あいデイサービス	30人	舞戸町	株式会社 i あい	県・町	
鱒ヶ沢町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	18人	舞戸町	社会福祉法人鱒ヶ沢町社会福祉協議会	町	
つくし荘デイサービスセンター	25人	北浮田町	社会福祉法人つくし会	県・町	
デイサービスセンター みなみ	15人	館前町	社会福祉法人つくし会	町	
デイサービスセンター やすらぎ	10人	北浮田町	社会福祉法人つくし会	町	
<b>【訪問リハビリ・通所リハビリ】</b>					
老人保健施設ながだい荘	—	長平町	社会福祉法人音羽会	県	訪問・通所
つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	—	舞戸町	つがる西北五広域連合	県	訪問

施設名	定員	所在地	設置(運営)主体	指定	備考
<b>【訪問看護】</b>					
あじがさわ訪問看護ステーションしあわせ	—	舞戸町	株式会社幸友会	県	
つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	—	舞戸町	つがる西北五広域連合	県	
<b>【居宅療養管理指導】</b>					
つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	—	舞戸町	つがる西北五広域連合	県	
かなざわ歯科医院	—	舞戸町	—	県	
かねこ歯科医院	—	舞戸町	—	県	
湊谷歯科診療所	—	舞戸町	医療法人社団 龍仁会湊谷歯科	県	
すずらん調剤薬局 鱒ヶ沢店	—	七ツ石町	有限会社ケイエスメディカル	県	
いちい薬局 鱒ヶ沢病院店	—	舞戸町	株式会社いちい	県	みなし指定
<b>【認知症対応型通所介護】</b>					
グループホームやよい荘	3人	舞戸町	有限会社やよい	町	休止中
<b>【小規模多機能型居宅介護】</b>					
小規模多機能型居宅介護事業所ひばり野	29人	建石町	社会福祉法人桜美会	町	
<b>【福祉用具貸与】</b>					
鱒ヶ沢町社会福祉協議会 指定福祉用具貸与事業所	—	舞戸町	社会福祉法人鱒ヶ沢町社会福祉協議会	県	
<b>【施設入所・短期入所】</b>					
特別養護老人ホーム つくし荘	50人	北浮田町	社会福祉法人つくし会	県	介護老人福祉施設
ショートステイ カノア	30人			県	短期入所生活介護
老人保健施設 ながだい荘	100人	長平町	社会福祉法人音羽会	県	介護老人保健施設
	10人			県	短期入所療養介護
特別養護老人ホーム ひばり野	29人	建石町	社会福祉法人桜美会	町	介護老人福祉施設 入所者生活介護
	10人			県	短期入所生活介護

施設名	定員	所在地	設置(運営)主体	指定	備考
<b>【グループホーム】</b>					
うぐいすの里	27人	長平町	社会福祉法人音羽会	町	
しあわせ	9人	南浮田町	株式会社幸友会	町	
にこにこ	18人	北浮田町	有限会社三英会	町	
百代ハウス	18人	北浮田町	社会福祉法人つくし会	町	
やよい荘	18人	舞戸町	有限会社やよい	町	
<b>【居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所】</b>					
鱒ヶ沢町地域包括支援センター	—	舞戸町	鱒ヶ沢町	町	介護予防・総合
鱒ヶ沢町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	—	舞戸町	社会福祉法人鱒ヶ沢町社会福祉協議会	町	
居宅介護支援事業センター「けやきの里」	—	長平町	社会福祉法人音羽会	町	
つくし荘在宅介護支援センター	—	北浮田町	社会福祉法人つくし会	町	
居宅介護支援事業所介護センターまごころ	—	舞戸町	株式会社ディケーサービス	町	休止中
ケアプランあい	—	舞戸町	株式会社 i あい	町	休止中
<b>【住まいの提供事業所】</b>					
ケアハウス碧い風	30人	北浮田町	社会福祉法人つくし会	—	ケアハウス
あっとホームあい	18人	舞戸町	株式会社 i あい	—	有料老人ホーム
しあわせ	10人	南浮田町	株式会社幸友会	—	有料老人ホーム
七福神	32人	北浮田町	社会福祉法人つくし会	—	サービス付き高齢者向け住宅
<b>【介護タクシー事業所】</b>					
つくし荘ヘルパーステーション・介護ケアタクシー	—	北浮田町	社会福祉法人つくし会	—	

## 鯉ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会設置要綱

平成 11 年 5 月 31 日訓令第 4 号

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づき、鯉ヶ沢町介護保険事業計画作成するため、鯉ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 鯉ヶ沢町介護保険事業計画の作成に関すること。
- (2) 鯉ヶ沢町老人保健福祉計画の見直しに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を総理するとともに会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(構成)

第 4 条 委員の定数は 20 名以内とし、次の者のうちから町長が委嘱をする。

- (1) 住民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関連する機関、施設代表
- (4) その他町長が特に認める者

(作業部会)

第 5 条 委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、ほけん福祉課長、副部会長は、ほけん福祉課介護保険班長の 2 名をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を総理するとともに会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、町長が招集する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、ほけん福祉課において行う。

(その他)

第 9 条 委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

## 鱒ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会委員名簿

委員任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日

氏名	所属団体等	備考
成田 守男	社会福祉法人 つくし会	会長
井上 雅哉	社会福祉法人 鱒ヶ沢町社会福祉協議会	副会長
奥口 康生	つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	
蝦名 利信	鱒ヶ沢町民生委員・児童委員協議会	
高田 日子	鱒ヶ沢町保健推進委員会	
今 郁子	五所川原人権擁護委員協議会 鱒ヶ沢・深浦部会	
工藤 一幸	元鱒ヶ沢町職員（学識経験者）	
大福 悦子	鱒ヶ沢地区代表	
日照田 ちか子	中村地区代表	
寺沢 里志	赤石地区代表	

## 鱒ヶ沢町介護保険事業計画作業部会員名簿

氏名	所属部署等	職名	備考
一戸 浩尚	ほけん福祉課	課長	部会長
小沼 卓志	〃	介護保険班長	副部会長
神 静	〃	地域包括支援センター次長	
岩淵 宗嗣	〃	福祉班長	
井上 信子	〃	健康推進班長	
三上 かおり	〃	介護保険班	
清野 ゆかり	〃	〃	
大谷 美佳	〃	〃	
菊谷 由紀子	〃	地域包括支援センター	
神 紘弥	〃	〃	
長谷川 美華	〃	〃	



鱒ヶ沢町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画

発行：青森県鱒ヶ沢町

編集：鱒ヶ沢町ほけん福祉課

令和 6年 3月

〒038-2792

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321 番地

T E L : 0173-72-2111 (代表)

F A X : 0173-72-3488